

伊予市図書館・文化ホール等管理運営実施計画

平成29年3月

伊予市

目 次

I	はじめに	4
II	事業計画	8
	1 事業計画の考え方		
	2 事業の展開方法と目的		
	3 プレイベント		
	4 開館記念事業		
	5 通年事業		
III	組織計画	20
	1 基本計画の確認		
	2 運営組織の検討経緯		
	3 運営体制		
	4 運営主体の業務内容		
	5 市民参画計画		
IV	広報宣伝計画	31
	1 広報宣伝の年次目標		
	2 広報宣伝の手法		
	3 広報宣伝のスケジュール		
V	利用規則	34
	1 利用規則の基本方針		
	2 細部項目		
	3 利用規則（案）		
VI	危機管理・安全対策	40
	1 施設・設備の日常点検・保守点検業務		
	2 災害に対する備え		
	3 危機管理対策		
VII	収支計画	42
	1 収支計画の考え方		
	2 収支項目の整理		

VIII	その他	45
1	事業評価について		
2	運営に関する詳細事項		
3	いよカフェの運用についての考え方		
4	開館までのスケジュール		
IX	参考資料	48
1	伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 設置要綱		
2	伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 委員名簿		
3	図書館・文化ホール・地域交流機能 合同分科会のまとめ		
4	プレイベント会場での事業アンケート結果		
5	検討委員会の経緯		
6	他市市民参画事例		

I はじめに

今まで伊予市では、第1次伊予市総合計画に掲げた「参画と協働の郷（くに）づくり」を基盤とし、子どもから高齢者までの市民一人ひとりが自発的に参画する「協働による豊かなまちづくり」を目指してきました。特に子どもたちに対しては幼いころから文化・芸術に触れる場を設け、自主的に参画する機会を創出することが必要と考えております。

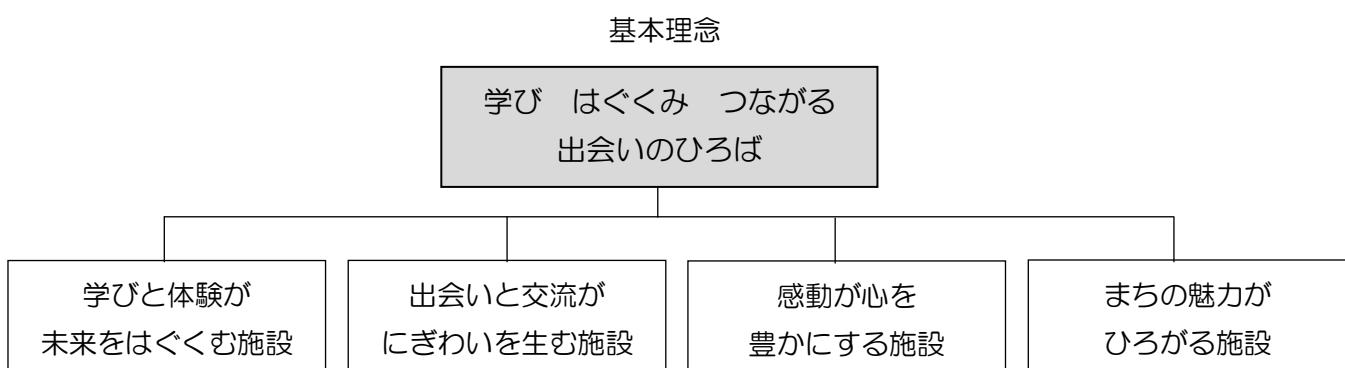
このたび建設を計画している伊予市図書館・文化ホール等複合施設は、文化芸術を振興し、市民の学習・創造活動を支援する中心的な拠点として位置付けられています。その役割に鑑み、建設基本計画においては基本理念を『学び はぐくみ つながる出会いのひろば』と掲げ、平成26年度には管理運営の基本方針を定めた「伊予市図書館・文化ホール等管理運営基本計画」を策定いたしました。

この『伊予市図書館・文化ホール等管理運営実施計画』は、管理運営基本計画で示した運営方針から、より具体化した運営の基準を示すべく、市民を中心とした多くの方々にご意見と参画をいただき、検討してまいりました。

今後開館に向けて、この管理運営実施計画に示した内容をふまえ、「ひと・まち・文化」を育む豊かな事業や施設運営について、さらに具体的な検討を進めてまいります。第2次伊予市総合計画の将来像は、「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」です。本施設も伊予市の新たな拠点として市民が集い活用しながら、地域の魅力である「伊予市らしさ」を発見・創造および継承し、その賑わいが市外の人々との交流を呼ぶ施設となることを目指します。

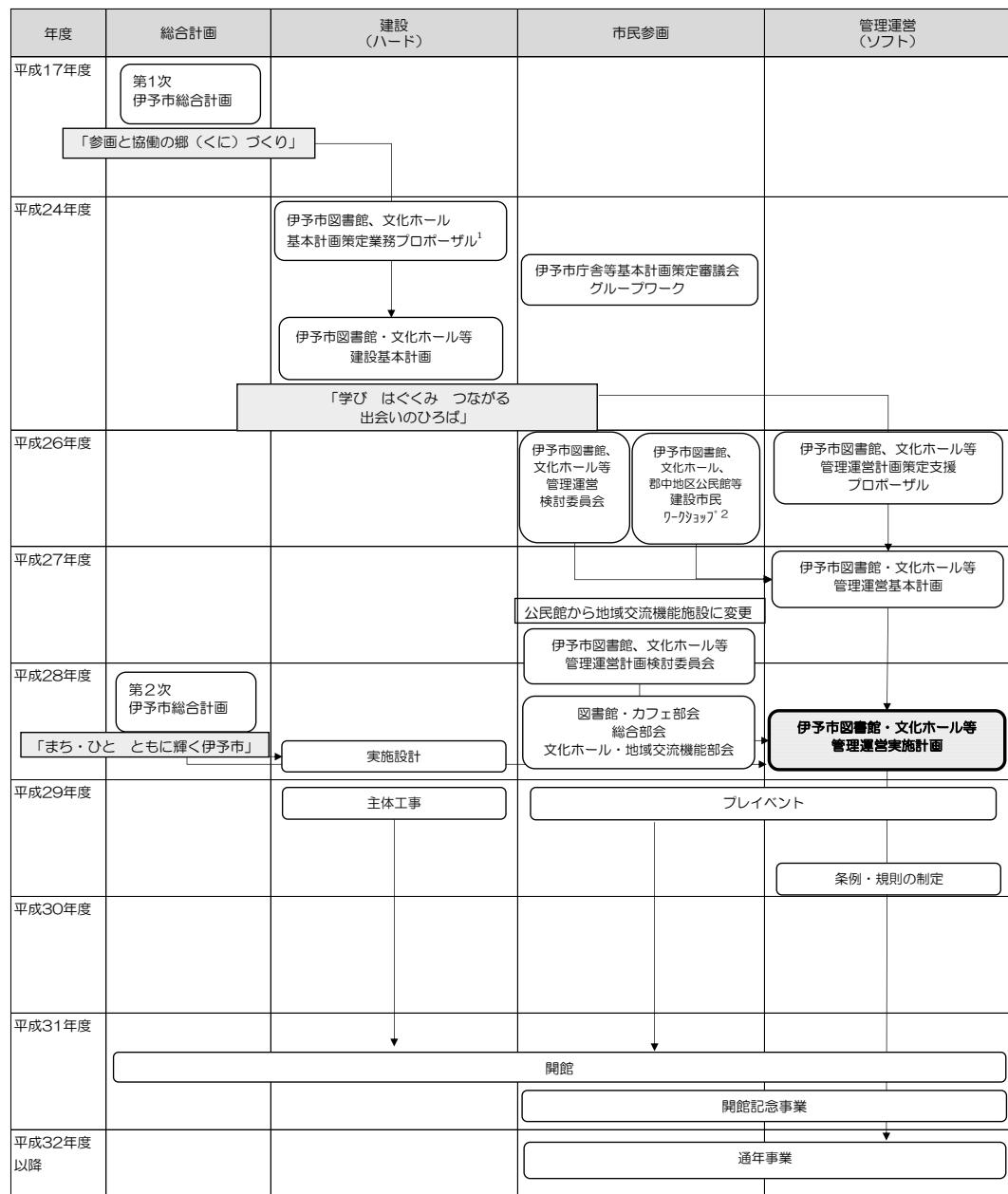
■ 基本理念の確認

平成25年3月に策定された「伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画」（以下、「建設基本計画」という。）に定められた、本施設の基本理念を下記に確認します。



■管理運営実施計画の位置づけ

本施設に関わる計画全体の流れのうち、管理運営実施計画の位置づけは以下のとおりです。



¹ プロポーザル：企画提案により、その中から優れた提案を行った業者を選定する手法。

² ワークショップ：自由に意見を出し合いながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

■伊予市図書館・文化ホール等複合施設の位置づけ

第2次伊予市総合計画より

まち・ひとともに育ち輝く伊予市
＜将来像＞

＜未来戦略1＞
3万人が住み続けられる
環境をつくります

- ③-3 生涯にわたり学習できる環境づくり
- ③-5 個性豊かな文化の振興

基本目標3 生涯教育都市の創造



伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画より

学びはぐくみつながる
出会いのひろば
＜基本理念＞

学びと体験が未来をはぐくむ施設

幅広い分野で「学び・体験する」ことを通して、伊予市の未来を担う創造力豊かな人材を育成する施設を目指します。

出会いと交流がにぎわいを生む施設

文化芸術活動・生涯学習活動等を通して、多くの人・もの・情報が出会い、交流することで、にぎわいと活力を生みだす施設を目指します。

感動が心を豊かにする施設

良質な舞台芸術・美術作品・文学作品等を「みる・聞く・ふれる」ことにより、感動を心に響かせることのできる施設を目指します。

まちの魅力がひろがる施設

伊予市固有の自然や歴史文化を調査研究し、「伊予市らしさ」を伝承するとともに、市民の文化芸術活動を活性化し、新たな地域文化として情報発信する施設を目指します。



伊予市図書館・文化ホール等 管理運営基本計画
＜管理運営の方針＞

＜施設全体の事業方針＞

- 1) まちの個性となる「伊予市らしさ」の再発見と創造
- 2) 中長期の視点を持った多様な事業の提供
- 3) 地域の課題解決に寄与する事業・運営
- 4) 市民が集う場となるための市民参加の推進
- 5) 伊予市全域を対象にした事業展開と中心市街地の活性化

<管理運営の方針>
伊予市図書館・文化ホール等 管理運営基本計画

<市民参画の方針>

伊予市第一次総合計画の基本目標 6 に記された「参画と協働の郷づくり」を踏まえ、市民の様々な活動の自立を支援する窓口となることを目指します。

また、本施設の運営に主体的に関わる市民の専門ボランティアを育成したり、本施設を利用して活動する団体の自立を促すなど、成熟した地域・住民と施設の協働による運営の実現を図ります。



<管理運営の方針>
伊予市図書館・文化ホール等 管理運営実施計画

<通年事業の方向性>

- 1) バランスのとれた多彩な事業提供と、「伊予市らしさ」の色付け
- 2) 積極的な貸館事業の実施
- 3) 適正な事業規模の決定と評価

<市民参画の方針>

- 1) 市民の学びや経験・能力が発揮できる活躍の場、気軽に集え安心できる居場所づくりのために、出会いと交流、コミュニティの形成をめざす。
- 2) 市民の需要や段階に合わせた市民参加の機会を提供し、自主的で幅広い市民参加を通じて、施設の事業や運営に主体的に関わるボランティアやサポーターを育成する。
- 3) 「伊予市らしさ」の再発見と創造のために、積極的な情報発信・交流を行い、施設と地域をむすびつけるネットワークをつくる。
- 4) 市民や団体・事業者等の新しいつながりを築き、市民や団体・事業者・行政などがそれぞれの責任と役割を明確にした協力関係・協働体制をつくる。

II 事業計画

基本理念にもとづいた事業方針については、「伊予市図書館・文化ホール等管理運営基本計画」において、施設全体の5つの基本方針と図書館・文化ホール・地域交流部門の事業方針が示されています。「管理運営実施計画」では、これをふまえて、事業内容及び展開の方法を示します。

1 事業計画の考え方

本施設の事業方針について、平成27年度に作成した「伊予市図書館・文化ホール等管理運営基本計画」では下記のとおり定めています。

(1) 基本計画の確認

① 施設全体の事業方針（「複合施設のあり方」より引用）

1) まちの個性となる「伊予市らしさ」の再発見と創造

現在の伊予市内の「海」・「山」・「まち」の在り様や、文化芸術、市民活動、独自の取り組みなどを調査し、伊予市の隠れた良さ・個性を再発見する活動に取り組みます。併せて、過去の有形・無形の様々な「文化」の収集・記録・保存活動に取り組み、歴史を活かした未来の伊予市のあり方を「伊予市らしさ」として創造し、発信します。

2) 中長期の視点を持った多様な事業の提供

各施設に専門職員を配置し、また一体的な組織で運営することで、短期的な視野にとどまらず、中長期の展開を踏まえた事業計画のもとに多様な事業を提供します。優れた文学作品に触れる機会、舞台芸術や美術等の鑑賞や体験、文化財や民俗芸能の鑑賞、多様な講座による生涯学習等を継続的に提供するなかで、市民が多く学び・感動と交流の機会を得ることを目指します。

3) 地域の課題解決に寄与する事業・運営

図書館サービスにおける幅広い相談受付・情報提供、人づくり・まちづくりを意識した文化ホール・地域交流機能の事業、カフェ運営への市内団体等の参画等を通じ、地域産業の振興、福祉の向上など、伊予市の抱える地域の課題解決に寄与します。

4) 市民が集う場となるための市民参加の推進

市民が運営に参画、協働し、運営に関するさまざまな検討・見直しに市民の声を反映できる組織体制とすることで、身近で使いやすい施設として来館する市民が増え、利用率が向上することを目指します。

5) 伊予市全域を対象にした事業展開と中心市街地の活性化

合併により広域になった伊予市の市民が、居住地に関わらず本施設の事業等を楽しむことができるよう、施設内の取り組みにとどまることなく、伊予市全域を対象にして事業を展開します。また、伊予市のまちづくり拠点としての役割も担い、周辺エリア(地域)と連携した事業展開を行って、中心市街地から賑わいを発信できるようにします。

② 図書館機能における事業方針（「図書館サービス方針」より引用）

1) 誰もが行きたくなる図書館

「知の拠点」としての位置づけと合わせて、家庭や学校・職場以外の居場所である「サードプレイス³」としての位置づけを行い、誰もが行きやすくなるような魅力あるサービスを提供します。

【サービスの方向性】

●資料収集

- ・図書・まんが・新聞・雑誌・映像といった多様な形態の良質な資料を広範に収集し、閲覧できるようにする
- ・市民ニーズに配慮しつつ、図書を収集・保存するという目的のもと、一過性のニーズに捉われすぎないようにする
- ・郷土資料の収集およびデジタル化、アーカイブ⁴構築を進める
- ・伊予市の行政資料については、完全保存を目指す

●情報検索

- ・インターネット利用環境の充実のほか、外部データベースの提供や地域アーカイブの構築・提供による学習支援についても取り組む

●複合施設の機能を活かした事業

- ・図書館の機能に加え、複合施設の特性を活かした企画展示、読み聞かせ、講座等を積極的に開催する
- ・図書館の情報や複合機能を活かし、市民と市民、専門家と市民をつなぐ講座やイベントを開催し、「サードプレイス」としての市民の居場所づくりを推進する

³ サードプレイス：第1の居場所である「自宅」、第2の居場所である「学校・職場」とは別に、心地よくくつろいだり、交流や地域活動等を行うことのできる第3の居場所のこと。

⁴ アーカイブ：将来に伝えるべき重要な資料を記録・保存・活用すること、または記録そのもの。

2) ゆったり落ち着くことのできる滞在型の図書館

「知の拠点」として情報収集にじっくり取り組める環境づくりを行います。併せて、「サードプレイス」として、長時間滞在できる居心地の良い環境づくりも推進します。

【サービスの方向性】

●閲覧

- ・読み聞かせなど声が出せる場と静かに読書・学習場のエリア（領域）を分け、自然とその場に合った利用ができるような配架、環境づくりを行う

●視聴覚資料利用

- ・地域の過去から現在に至る文化の映像化と保存・公開に力を入れる
- ・複合性を活かし、芸術文化に関する映像資料等の提供についても進める

3) 必要な情報、資料が確実に提供できる質の高いサービス

「知の拠点」として、相談・情報提供機能を強化して資料や情報と人をつなぎ、市民の学習・調査研究・市民活動・生活等におけるさまざまな課題解決を支援します。

【サービスの方向性】

●レファレンスサービス⁵

- ・利用者の学習・調査・研究に必要な資料・情報の提供、相談回答等を行う
- ・ホームページで事例集やリンク集を載せるなど、レファレンスサービスの利便性を高める

●課題解決支援

- ・市内の市民活動団体や、地域の農産業等の課題を解決するための資料や情報を収集・提供する
- ・課題解決につなげるための講座等各種事業を開催する

●レフェラルサービス⁶

- ・外部の専門機関や専門家等とネットワークを構築し、図書館が有する資料・情報を超えた要求に対して紹介・情報収集等により対応する

4) 「伊予市らしさ」を伝承するための整理・保管・研究・発信

過去から現在に至るさまざまな伊予市の文化を調査して「伊予市らしさ」を明らかにし、文化ホール、公民館と連携して保存・発信する事業に取り組みます。

⁵ レファレンスサービス：図書館の資料等を使って、利用者の調べ物を支援するサービス。

⁶ レフェラルサービス：図書館の資料・情報にない要求に対し、外部の専門機関・専門家を紹介したり、そこから得た情報を提供したりすること。

【サービスの方向性】

●文化資料館や複合施設の特性を活かした事業

- ・文化財のみならず、伊予市の自然、文化・産業等に関する過去から現在に至る有形・無形の資料を幅広く収集・記録する
- ・収集資料の調査・研究により「伊予市らしさ」を追求する
- ・企画展示、アーカイブ構築、ホームページや定期刊行物での情報公開、学校教育や生涯学習との連携により、「伊予市らしさ」を知る機会を増やす

③ 文化ホール機能における自主事業方針（「文化ホール機能の事業方針」より引用）

1) 市民が参加・体験・交流できる事業に力を入れる

一流の指導者によるワークショップ、講座等の開催、プロと市民がともにつくる舞台発表など、市民がプロの表現を体感できる普及・育成の取り組みを重点的に行います。また、他地域、他世代との交流、異なる文化活動・市民活動をする市民との交流を促すための事業を提供し、名実ともに「市民文化の拠点」としての役割を果たします。

2) 良質な鑑賞事業を提供し、文化への関心、文化活動への意欲を高める

特に開館初期に良質な鑑賞事業を多く提供して本施設への市民の関心を高めます。良質な事業を鑑賞して感動・興奮することで、さらなる鑑賞意欲や文化活動への取り組み意欲が喚起・向上され、本施設がより多くの市民に利用され、愛されることを目指します。

3) 施設内だけでなく、市内広域に事業を展開する

市内が広域であり、遠方から来館するのが難しい方々のために、各地域の施設・学校等でのアウトリーチ⁷（出前事業）を継続的に行います。

広域的な事業展開で文化芸術への関心を高めるだけでなく、本施設への関心も高めることで、本施設の設置および活動への理解を深め、「市民に必要な施設」として認知されるようにします。

4) 他機能と常に連携し、複合施設の特性を活かした事業を行う

本施設で行うあらゆる事業において、図書館機能（文化資料館機能も含む）、地域交流機能の事業との連携を考えた多角的な展開を行うことで、総合的な市民文化の向上を図ります。

また、自主事業だけでなく貸館事業においても、施設全体に人が行き交い、賑わう施設となるように、複数の施設を活用した事業をおこなうことで、貸館利用者に本施設の有効な使い方を提案します。

⁷ アウトリーチ：文化芸術を、劇場・音楽堂など芸術を鑑賞する場から外に広げていく普及活動の意味で、アーティストを学校や福祉施設などに派遣するなどの館外活動を指す。

5) 伊予市の今まで・これから文化資源を保存・継承する

施設内の図書館機能だけでなく、市内の図書室・公共施設とも連携し、各地域で残されている民俗芸能や、現在市内で行われているさまざまな活動といった、伊予市の人々の過去から現在までの無形の文化資源の記録・保存に取り組みます。

この事業を通じて、他の地域とは違う「伊予市らしさ」「伊予市の良さ」を市民が再発見して次世代に受け継ぐことで、個性あるまちづくり・人づくりに寄与します。

④ 地域交流機能における事業方針（「地域交流機能の事業方針」より引用）

1) 施設特性を活かし、多様な市民活動の向上・拡大を図る

中心市街地に複合機能が集約した施設が作られるメリットを充分に活かし、広域にわたる伊予市の多様な市民活動情報の収集と発信、コーディネート⁸を行い、市民が多様な活動の存在を知り、触れあうことで自らの活動を向上させたり、新たな活動を生んだりする場となることを目指します。

2) 市民や民間の力を活用した事業をコーディネートし、学習機会を増やす

市内公民館の事業との連携に加え、企業・NPO等の民間団体、市民活動団体、様々な技能を持つ市民等と協働して講座・講習等を提供することで、地域の財産である知識・技能を持った市民や民間の力を活かせる環境づくりの推進と、市民の学習機会の拡大を図ります。

3) 全市的な展開とともに、周辺地域のコミュニティ活性化に寄与する

広域的な視野を持った事業展開を行うとともに、地域住民の交流の促進を通じて中心市街地を活性化させ、それにより周辺部に賑わいを拡げていくという視点を併せ持ち、周辺エリアと連携した事業の実施や、地域住民のコミュニティ活動の活性化に寄与する事業支援等の取り組みを行います。

4) まちのインフォメーション・センターとしての機能

市内の小学校等との連携を重視し、次世代を担う子どもたちとの地域学習の場として活用したり、収集資料を活用したまち歩きを実施したりするなど、市民はもとより、県内外から訪れる人々が伊予市に対する認識や理解を深めるため、収集された「もの」、訪れる「ひと」、そして「まち」をつなぐインフォメーション・センター⁹として機能することを目指します。

⁸ コーディネート：物事を調整すること。間に立ってまとめること。

⁹ インフォメーション・センター：一般的に案内受付窓口の役割を担う施設を指す。当施設では記載のとおり、より広く情報を集めて案内する機能を指す。

(2) 地域交流機能事業の位置づけ

当初計画では図書館・文化ホール・公民館の複合施設としていましたが、都市再構築戦略事業交付金を活用する方針を決定したため、交付金の採択要件に鑑み、公民館機能を地域交流機能に変更しました。この施設の前身である中央公民館は、中央公民館機能及び郡中地区公民館機能の2つを兼ねた施設として運営されてきました。

この施設では、基本理念の実現に向けて、地域交流機能を活かした事業を推進するにあたり、公民館や各種団体、市民活動等と密接に連携し、多様な事業を通じた市民の交流促進等を図る必要があります。

2 事業の展開方法と目的

(1) 基本計画の振り返り

管理運営基本計画においては、下記のとおり事業の種類について定めました。事業の種類に「保存継承事業」をくわえることによって、「伊予市らしさ」に寄与することを定めています。

種類	内容										
自主事業	<p>本施設運営者が主催または共催して行う、舞台芸術を中心とした文化芸術に関する事業。</p> <p>【事業の種類の定義】</p> <table border="1"><tbody><tr><td>鑑賞</td><td>文化の振興や、様々な鑑賞意欲に応えるために多様なアーティストを招へいして公演を行う事業</td></tr><tr><td>普及育成</td><td>文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業 (例)<ul style="list-style-type: none">・多様なジャンル（分野）のワークショップ・市内各地でのアウトリーチ（出前事業）・鑑賞事業の事前に行う作品解説などの講座・プロによる地元若手演奏家への演奏指導・舞台技術・アートマネジメント¹⁰等の勉強会</td></tr><tr><td>交流</td><td>フェスティバル（大規模な行事）やコンクールなど、芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業</td></tr><tr><td>創造</td><td>オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業</td></tr><tr><td>保存継承</td><td>伊予市内に昔からある文化・芸能、現在行われている文化活動を記録・保存・継承する事業</td></tr></tbody></table>	鑑賞	文化の振興や、様々な鑑賞意欲に応えるために多様なアーティストを招へいして公演を行う事業	普及育成	文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業 (例) <ul style="list-style-type: none">・多様なジャンル（分野）のワークショップ・市内各地でのアウトリーチ（出前事業）・鑑賞事業の事前に行う作品解説などの講座・プロによる地元若手演奏家への演奏指導・舞台技術・アートマネジメント¹⁰等の勉強会	交流	フェスティバル（大規模な行事）やコンクールなど、芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業	創造	オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業	保存継承	伊予市内に昔からある文化・芸能、現在行われている文化活動を記録・保存・継承する事業
鑑賞	文化の振興や、様々な鑑賞意欲に応えるために多様なアーティストを招へいして公演を行う事業										
普及育成	文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業 (例) <ul style="list-style-type: none">・多様なジャンル（分野）のワークショップ・市内各地でのアウトリーチ（出前事業）・鑑賞事業の事前に行う作品解説などの講座・プロによる地元若手演奏家への演奏指導・舞台技術・アートマネジメント¹⁰等の勉強会										
交流	フェスティバル（大規模な行事）やコンクールなど、芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業										
創造	オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業										
保存継承	伊予市内に昔からある文化・芸能、現在行われている文化活動を記録・保存・継承する事業										

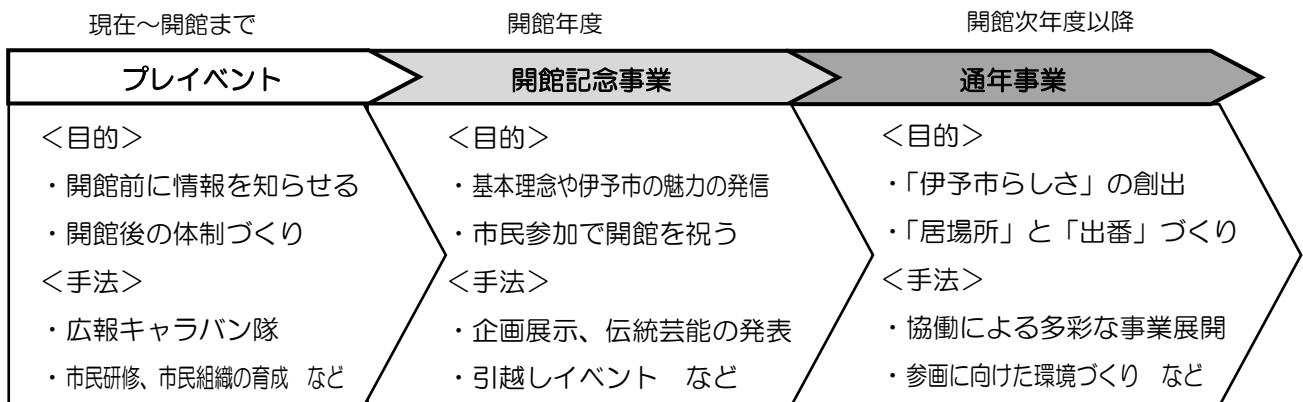
¹⁰ アートマネジメント：芸術を社会と結び普及させることで地域の文化を向上させ、人々の心豊かで創造的な活動を活性化しようとすること。

貸館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化活動の発表のために施設を貸し出し、スタッフ（職員）のノウハウを提供して充実した発表を実現し、活動の向上を支援する事業 ・日常的な文化活動の練習に施設を貸し出し、利用者とスタッフのコミュニケーションを自主事業の計画に活かす事業 ・プロの公演等に施設を貸し出し、市民に良質の舞台芸術を鑑賞・体験する機会をより多く提供する事業
------	--

(2) 事業の位置づけ

これまで確認した基本理念と事業方針の実現のために、年次ごとの発展をめざして計画的に事業を展開していきます。またプレイベント・開館記念事業を通じて課題や経験を蓄積し、開館後の運営に活かします。通年事業については自主事業のみでなく、貸館事業も含めた計画とすることで、より幅広く充実した事業をおこなっていきます。事業ジャンル・種類の多彩な組み合わせとバランスに配慮しながら、検討を進めます。特に子どもたちが芸術にふれる機会を創出する「普及育成」事業や、伊予市らしさを発見するための「保存継承」事業には重点的に取り組むよう、計画の検討を進めます。

■事業の発展



① 自主事業

管理運営基本計画において、事業の種類の定義とした「鑑賞・普及育成・交流・創造・保存継承」に関わる自主事業を、運営主体が企画して実施します。

魅力的な企画を検討・提供することで、施設の利用促進や市民協働参画体制の構築、まちのにぎわい創出・交流拠点としての役割を果たします。

■事業の種類（例）

事業のジャンル	種類
クラシック音楽・ポピュラー音楽・演劇・ミュージカル 歌舞伎・伝統芸能・民俗芸能・バレエ・ダンス 日本舞踊・落語・演芸・講演 など	鑑賞・普及育成 交流・創造・保存継承

■事業の種類（案）

事業の種類	事業内容（案）
鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサートや舞台作品・映画・伝統芸能など、質の高い芸術に触れてもらう幅広いジャンルの鑑賞事業 ・未就学児や小学生など子ども向けの鑑賞公演 ・美術や写真・工芸・デザインなど質の高い作品の企画展示
普及育成	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、介護福祉施設などへのアウトリーチ事業 ・子どもや若い世代・大人を対象とした事業企画・舞台技術などワークショップ ・ボランティア・サポーター¹¹の養成講座
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、利用者、団体と連携した多彩な催し ・伊予・中山・双海の地域と連携した交流事業及び社会教育事業 ・中心市街地の活性化と連携した回遊型のイベント
創造	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型の演劇やミュージカル ・地域資源を題材とした絵本や紙芝居の創作 ・異業種団体、各施設機能などによる連携企画
保存継承	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化資源・伝統芸能の保存や人材発掘 ・芸能発表、昔の写真展示や映像公開などによる情報発信 ・地域の名人、達人による後継者育成講座

② 貸館事業

貸館は、市民の文化活動の発表等のために施設を貸し出す業務ですが、単なる場所の貸し出しへではなく、市民の自主的な活動に施設を提供する事業として展開します。

市民活動での利用を促進するため、利用者が快適に利用できる環境づくりに配慮するとともに、職員が利用者の相談に応じ、事業内容・施設設備の利用方法提案などの支援を行います。また、積極的な情報発信を実施し、施設の活用と稼働率の向上に努めます。

¹¹ ボランティア・サポーター：本計画ではボランティアを催事毎の単発での参加者、サポーターを継続的な参加者として位置付けます。

3 プレイベント

プレイベントは新しい施設・設備や運営についての周知とともに、事業への参加促進、市民組織の育成等を目的とします。また開館後の体制づくりにつながる事業や施設運営の経験を蓄積する場として、その機会を活かすことが重要になります。

(1) これまでの検討経緯

プレイベントについての検討は、建設市民ワークショップや、検討委員会にかかる各部会・合同分科会を通じて進められてきました。基本設計時には市民ワークショップの中でドリームプランを作成し、本施設に対する期待や要望をまとめました。そして部会・合同分科会では、下記2つの取り組みを実施しました。

① 冠事業の実施

地域の事業や市民団体の活動がプレイベントとして協力いただける場合に「いよし新図書館・文化ホール・交流施設（仮）開館プレ事業」の冠をつける取り組みを実施しました。この取り組みは部会から提案され、検討委員会において検討・協議されました。

本施設を広く知らせる取り組みであると同時に、開館後に利用者および協力者として連携していただける団体とのつながりを強めることをねらいとして、今後も展開をしていきます。

② 市民との協働によるPR活動

市民（合同分科会、文化ホール・地域交流部会）が中心となり、市内各地のイベントにおいてPR活動を実施しました。第9回いよし市民総合文化祭＆ふるさとフェスティバルの舞台上では施設の紹介とともに「みかん丸のうた」を交流施設版の歌詞に変えて披露しました。各イベント会場に施設の概要を展示し、これまでのワークショップの歩みも紹介しました。ここでは新しい施設への要望を一層ひろく集めるために、建設市民ワークショップ時の提案を参考として事業を抽出し、模造紙にシールを貼るアンケート用紙を設けました。

開館前から市民が参加可能な取り組みとして、幅広い世代に周知をすることが出来ました。また官民協働の取り組みとして、開館後につながる活動の第一歩となりました。

(2) プレイイベントの方向性

上記の検討経緯をふまえ、プレイイベントの方向性を下記のとおりとします。

1) 新しい施設への期待を高めるイベントをおこなう

伊予市の新しい交流拠点となる施設がどのような機能を持つか広く知らせることで、期待を高めるような内容を検討します。またわくわく感を生み出すイベントによって、市内外から注目される機会を生み出します。

2) 既存の活動を拡大し、新しい取り組みを考える

今まで継続してきた団体の活動を大切にしながら、新しい施設の複合的な要素を活かした取り組みを検討していきます。その中で新たな活動団体との連携や協力を検討し、施設の利用を拡大することを目指します。

3) 開館前から市民が関わる取り組みを行い、親しみをもてる施設にする

官民協働の理念を実現するためにも、施設が完成する前から市民が誇りや親しみを持てるような内容を検討します。愛称募集など広報宣伝計画もふまえながら、多くの市民参加機会を創出していきます。

(3) 今後の展開

現在おこなわれている取り組みは継続しながら、発展的な内容も検討していきます。実施設計の進捗をふまえて最新の、かつ正確な情報を伝達することで、開館に向けて機運を盛り上げていきます。今後図書館の新しい蔵書を検討する選書への市民参加や、市内施設やイベントを回る広報キャラバン隊の実施など、その時期に適切な内容と規模を検討しながら、官民協働の取り組みを重点的に実施するよう進めます。

■今後の展開（案）

今後の取り組み
市民研修プログラム（施設運営講座、事業企画講座、舞台技術講座、地域の達人講座など）
ボランティア、サポーターの募集
選書への市民参加（幅広い世代から集まった市民が、蔵書検討に参加する）
読み聞かせ隊（市内地域を回って本の読み聞かせを行う市民グループ）
広報キャラバン隊（市内施設やイベントを回って、広報宣伝をおこなう市民グループ）
市内学校・保育所・幼稚園等への働きかけと連携 (アウトリーチ、工事現場見学遠足、記念プレートの製作 など)

4 開館記念事業

開館記念事業は、市民参加で開館を祝うイベントであるとともに、伊予市の新しい複合施設としての設備や魅力を披露し、「学び はぐくみ つながる 出会いのひろば」の理念や事業の方向性を市内外に広く発信することを目的にしています。プレイベントの実績や方向性をふまえ、下記のとおり開館記念事業の方向性を定めます。

(1) 開館記念事業の方向性

開館記念事業の方向性を下記のとおりとします。

1) 伊予市の新しい文化拠点として、その役割と取り組みを市内外に知らせる

伊予市の文化拠点として担う設置目的や方針を反映した事業内容とし、市内外にその内容を分かりやすく知らせる機会とします。また今後の運用に関わる試行を開館時期におこなうことで、運営体制の基本を構築する第一歩とします。

2) 複数の機能を横断し、多彩な事業の可能性を提示する

図書館・文化ホール・地域交流機能の各施設を横断して、複合施設としての特性を十分に生かした事業を展開するよう検討します。施設全体を使い切ることを目標に多彩な事業を実施し、その経験を蓄積することで今後の事業運営の土台とします。

3) 官民協働の取り組みとして、市民や民間の力も活かした体制をつくる

開館記念事業は運営主体だけではなく、市民や民間の力を活かした組織で実行していくために体制を整えます。長く市民に愛され活用される施設になるために、開館からともに歩んでいくことを目指します。

(2) 今後の展開

開館記念事業は、開館記念式典やこけら落とし公演とのバランスを検討しながら、適切な内容と規模を検討していきます。また開館後半年から1年程度を「開館記念事業期間」として設定し、長期分散型で通年事業との連続性を考えた企画を行うこととし、主軸とする事業種別のバランスにも配慮します。特に「伊予市らしさ」を色づける「保存継承事業」の展開を見据え、地域の伝承や歴史を活かした取り組みをおこないます。

そしてプレイベントを重ねながら、蓄積した経験をもとに発展を目指し、開館記念事業の企画を市民から募集する、地域を巻き込んだ事業を企画するなど、官民協働の体制をより具体的な取り組みにすることを目指します。

5 通年事業

通年事業は、自主事業と貸館事業から構成され、複合施設として各機能が連携しながら、基本理念を実現する事業を実施することを目的とします。またイベントや開館記念事業で蓄積した経験を活かして、市民組織が主体的に参加し、「伊予市らしさ」を発見・創造および継承していくことを目指します。特にこれまでの貸館事業は管理的側面が強い業務として捉えられてきましたが、新しい施設では自主事業と並んで施設をつくりあげる重要な事業として位置付けます。

(1) 通年事業の方向性

通年事業の展開と目的について下記のとおりとします。

1) バランスのとれた多彩な事業提供と、「伊予市らしさ」の色付け

自主事業はさまざまな種類をバランスよく実施し、市民が多様な芸術に触れる機会を創出することを目指します。同時に本施設において特徴的な保存継承事業を計画的に実施し、「伊予市らしさ」とその魅力を再認識することに力を入れて取り組みます。

またその特色ある取り組みによって、伊予市の魅力を広く発信することを目指します。

2) 積極的な貸館事業の実施

貸館を単なる「場所貸し」とせず、自主事業と両輪を成す事業展開として積極的に実施していきます。旧中央公民館で行われていた事業の継続や発展はもちろん、市内外の新たな利用者が活動しやすいよう取り組んでいきます。

3) 適正な事業規模の決定と評価

事業展開は本施設の組織体制（職員数・ボランティア数・協力団体数等）や、伊予市内全体のイベント開催状況なども考慮し、適切な内容と規模を定めるものとします。財源については国、県、財団の助成金等を活用することを目指します。また適正な評価とその反映によって、充実した事業展開を継続するよう努めます。

(2) 通年事業の年次展開

通年事業はイベント・開館記念事業の経験を活かしながら、基本理念を実現することを目指し、計画的に展開していきます。事業の効果は実施してすぐに現れるものではなく、中長期の展開を通じて広がっていくものが多くあります。交流拠点としての賑わい、中心市街地の活性化、官民協働の体制構築など、年次ごとの発展を目指して取り組んでいきます。

また事業の規模については今後、市民の文化活動状況、組織体制や予算などを考慮し、全国的な水準も参考にしながら、開催内容・実施事業数について具体化をはかります。

III 組織計画

1 基本計画の確認

組織計画について、平成27年度に作成した「伊予市図書館・文化ホール等管理運営基本計画」では下記のとおり定めています。

(1) 貸館窓口の一本化

図書館機能、文化ホール機能、地域交流機能がそれぞれ貸室を持つと、施設ごとに窓口が異なるだけでなく、貸出時間や規則・料金体系等も異なるなど、使いづらい施設となる恐れがあります。そこで、ホール、スタジオ、リハーサルルーム、2Wayルーム、アトリエ、和室、多目的スペース^{*}といった全ての貸室は一つの窓口で管理し、規則・料金体系等を統一します。これにより、自主事業においても図書館サービスや地域交流機能の事業でホールを利用したり、文化ホールの事業で多目的スペースを利用するなど、柔軟な施設利用の促進が期待されます。また、本施設のみならず、市内の貸出施設の空き状況を分かりやすくなるよう、全市的な施設予約システムの導入についても検討を進めます。

※各施設の名称は、基本設計時点のものとなっています。最終的には、市民に分かりやすい名称を検討し、決定いたします。

(2) 一体的で専門性の高い運営を実現する組織のあり方

図書館担当部署、ホール担当部署と機能ごとの組織が完全に分かれてしまうことは、本施設の一体的な運営のためには望ましくありません。法律で設置を定められた図書館長は配置しますが、その上位に本施設の全体統括者となる総合館長を配置し、指示系統の一本化による一体的なサービスや事業展開を図ります。また、図書館には司書、学芸員、文化ホールには文化事業の専門家を配して専門性を高め、効果の高い事業を提供できるようにします。

(3) 市民の参画と協働

伊予市第一次総合計画の基本目標6に記された「参画と協働の郷づくり」を踏まえ、市民の様々な活動の自立を支援する窓口となることを目指します。また、本施設の運営に主体的に関わる市民の専門ボランティアを育成したり、本施設を利用して活動する団体の自立を促すなど、成熟した地域・住民と施設の協働による運営の実現を図ります。

2 運営組織の検討経緯

(1) 運営主体の比較検討

本施設における運営組織の検討については、基本方針をもとに管理運営検討委員会でも協議され、「指定管理」「市直営」それぞれのメリット・デメリットをふまえた検討がなされました。運営主体について、期待されるメリットや効果を比較した表を下に記します。

検討項目	主体区分	指定管理者（公募）	直営
公共性の担保		△	○
市職員の配置により、公共性の担保は確保される。			
庁内各機関との連携		△	○
市の担当部局を通しての調整が必要。直接他部局とやりとりができないため、市全体の意向が伝わりづらい。			問題なく対応できる。 行政部局を横断した総合的な政策を実現しやすい。
自主事業	事業内容	○	△
	専門性の高い職員の配置を提案し、それを評価されて指定を受けることになるため、内容の充実度は高い。		職員が事業を行う場合、内容の充実は難しい。事業の構築は、外部専門家の力によるところが大きくなる。
貸 館	アウトリーチの実施	△	○
	市の担当部局を通しての調整が必要となり、時間や手間がかかるおそれがある。		自ら庁内調整をすることで調整がしやすく、実現可能性が高い。
収 支	貸館利用者へのサポート（利用方法の助言等）	○	△
	企業サービスとの連携等、独自の展開により、質の高い細やかなサービスが期待できる。		個々の事務手続きが煩雑になり、柔軟な対応や効率的な運営が難しくなるおそれがある。
	柔軟な利用時間の設定と対応（深夜・早朝利用許可、休館日の削減等）	○	△
	指定管理者となる団体から、柔軟な対応の一つとして提案されることが多く、対応できる可能性が高い。		変則的な勤務になるため、柔軟な勤務体制をとることが可能かどうかを検討する必要がある。
	必要な予算の獲得	○	△
	提案時に、指定期間全体の収支計画を提出するため、予算は確保されやすい。資金力やリスク管理能力が高い団体を指定すれば、多少の変更にも対応できる。		単年度予算であるため、次年度の予算は2月初旬まで決まりず、長期的な展望を立てにくい。また、広報宣伝などが当該年度に入らないとできないので、実質的に年度当初の公演実施は難しい。
市民参画	経費削減への意欲	○	△
	費用対効果を上げることで収入を増やせるとともに、自らの業務水準の高さをアピールでき、指定の継続につなげることも可能になるため、経費削減意欲は強い。		事業費は、市の歳出から出て、収入は市の歳入となるため、会館単独での収支バランスという考えを持ちにくく、経費縮減意欲を保ちにくい。
会員組織		△	○
	指定管理者が代わる度に個人情報が引き継ぎされることとなり、秘匿性に疑問が残る。会員組織のみ直営でおこなわざるを得ない可能性も高い。		問題なく対応できる。

この検討をすすめる中で、下記の懸念点と対策が協議されました。

① 適正な収支計画の策定

初年度は施設全体の維持管理費・事業規模などが明らかでないため、指定管理料の算出が困難である。まずは市直営で運営し、適正な予算を把握してから指定管理移行を検討することが望ましい。

② 「市民参画」項目の重要性

本施設の役割を市全体の文化政策の中で定め、市民参画の可能性を広げていくために十分な時間を設ける必要がある。管理運営基本計画で定めた「市民の参画と協働」を実現するために、市直営での運営期間を設けて市民と関係構築をおこなう方が良い。

③ 「府内および各機関との連携」の重要性

複合施設として図書館・文化ホール・地域交流機能が連携し交流を持つ運用が必要である。そのためには府内や福祉・教育・産業などの各機関との連携しやすい直営でのスタートが望ましい。また管理運営基本計画で定めた「一体的で専門性の高い運営を実現する組織のあり方」を実現するためにも、市の意向が正しく反映されることが重要である。

上記のとおり市直営による管理運営を原則とし、以下に組織計画を検討します。

(2) 専門的な人材の確保

図書館や文化ホールに関する法律(「図書館法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」)では専門的な能力を有する人材の確保が求められています。専門家や専門業者には様々な種類があり、図書館では司書や学芸員、文化ホールでは芸術監督・プロデューサー、舞台技術の専門家、施設管理の専門業者などが想定されます。

それぞれの専門家に期待される役割を鑑み、施設の基本方針や事業計画を実現するため、必要な専門家・専門業者が運営に参画できる組織体制を今後検討していきます。

■図書館・文化ホール等に係る専門家の例

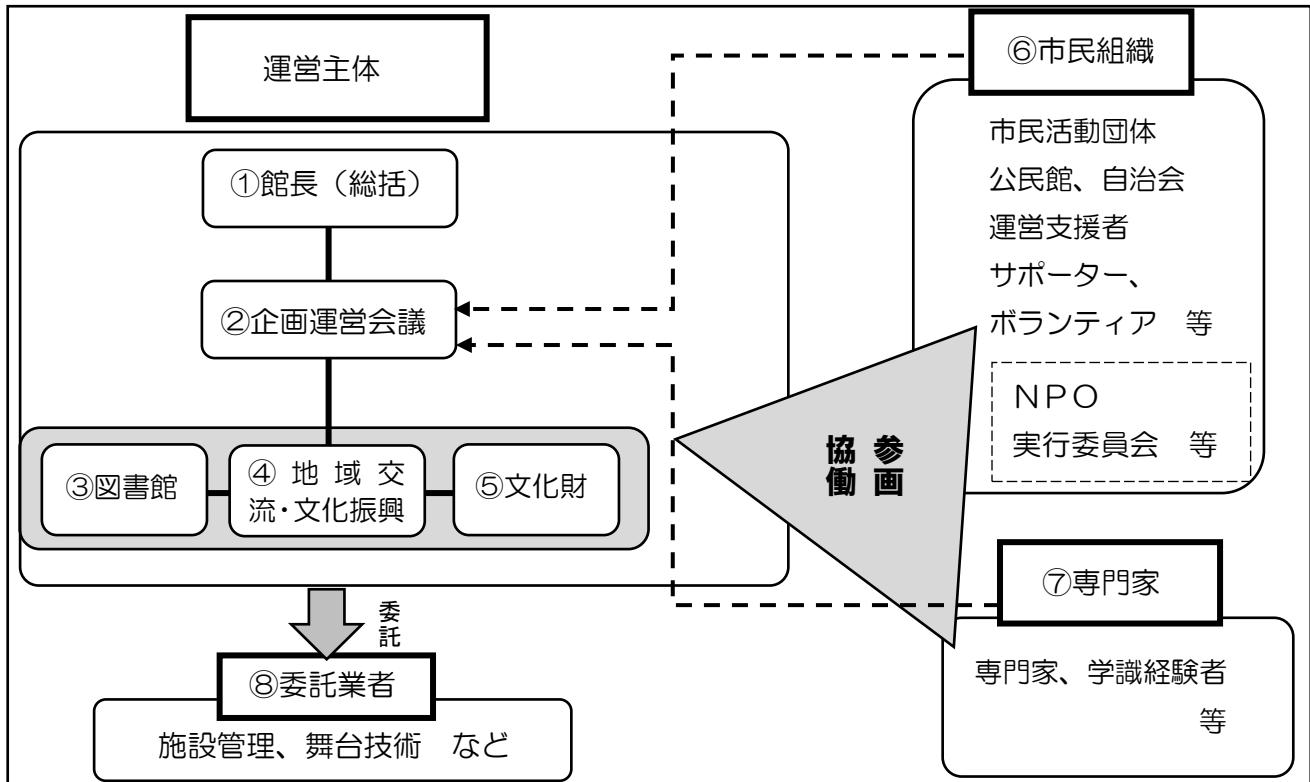
	名称	役割
文化ホール	芸術監督	劇場における、芸術面での最高責任者。劇場全体としてその事業がふさわしいかどうかを考慮した上で、年間の事業展開の決定と各公演の責任を負う。施設の規模・用途等により、分野は音楽・演劇・舞踊等に分けて起用される場合が多い。各公演の責任を負う。施設の規模・用途等により、分野は音楽・演劇・舞踊等に分けて起用される場合が多い。
	プロデューサー	上演団体や演目の選定、若手芸術家等の人材発掘・育成等、劇場の実施するプログラムの方向性決定と責任を担う。 国内外に渡る舞台芸術への広く深い見識とともに、招へい・出演交渉に必要な技術、経営手腕、人脈等が求められる。事業プロデューサー、プログラムディレクター等とも称される。
	舞台技術員	日常的な設備の点検や、利用者への指導、舞台機構の操作など幅広く舞台設備に関わる業務をおこなう。く舞台設備に関わる業務を行う。
図書館	司書	レファレンスサービス、予約・貸出サービス、図書資料の選書・除籍、図書資料の修理、図書館イベントの企画、各図書館との連携による相互貸借等のサービスの提供などをおこなう。
文化財	学芸員	開発事業や史跡整備に伴う発掘調査、出土品整理作業、調査報告書の刊行、郷土資料の収集・保管業務、文化財の普及活動、埋蔵文化保護行政全般、古文書の整理などをおこなう。
地域交流	社会教育主事	社会教育事業の企画立案の実施、社会教育関係団体への助言・指導、研修事業の企画・実施などをおこなう。

3 運営体制

(1) 施設全体の運営体制

施設全体の運営体制は管理運営基本計画にもとづく「市民の参画と協働」「一体的で専門性の高い運営」を実現するために、下記の案を参考とし最適な組織を引き続き検討します。また市民活動や社会状況などの変化に対応して、定期的に運営体制や業務内容の見直しを行います。

■運営体制（案）



① 館長（総括）	本施設全体の責任者。すべての機能を管轄する。
② 企画運営会議	施設の管理運営に関する事柄について、市民・専門家が参加して協議する。
③ 図書館	図書館業務を管轄する。
④ 地域交流・文化振興	文化ホール・地域交流業務を管轄する。
⑤ 文化財	文化財に係る業務を管轄する。
⑥ 市民組織	運営協力・ボランティア活動を通じて経験を蓄積し、将来的に NPO および実行委員会などの立ち上げを目指す。
⑦ 専門家	専門的な見地から、施設運営に対するアドバイスや提言をおこなう。
⑧ 委託業者	施設管理や舞台技術管理など、必要な業務について専門業者に委託する。

4 運営主体の業務内容

運営主体に求められる業務内容は、次のように想定されます。職員は休館日や開館時間の設定に合わせて、交代勤務制で対応します。雇用形態は、正職員・嘱託職員・臨時職員など、業務内容や責務・経費等を考慮し、最適な体制を検討します。

■文化ホール・地域交流機能の業務（案）

業務		主な業務内容
事業関連	自主事業	年間事業計画の作成
		事業の企画
		出演者等の調整、契約
		チケットの販促、販売状況管理
		稽古場の確保、稽古立会い（創造型事業実施時）
		補助金、助成金獲得のための申請、調整
		スポンサー獲得営業
	貸館事業	当日券販売
		貸館日程管理
		施設利用についての情報提供
		施設利用についての広報宣伝
		事業についての情報提供
		事業についての広報宣伝
		貸館抽選対応
受付		見学・下見、事前打合せ対応
		事業内容へのアドバイス（利用方法提案などの支援）
		使用前後の原状確認・鍵の貸出管理
舞台技術管理		使用時の監理
		使用者拡大営業
		来館者への施設案内、資料配布
		各種申請書・使用料の受け取り
		チケット販売
		使用時の立会、操作補助
		特殊設備の日常点検
		関連備品の貸出・日常管理
		特殊設備の定期点検立会い

■図書館・文化財関連の業務（案）

業務	主な業務内容
運営管理	図書館システム管理
	各種計画策定（子ども読書活動推進計画等）
	図書館協議会の開催
事業関連	年間事業計画の作成
	事業の企画
	アウトリーチ（出前事業）の企画・運営
	職場体験の受入れ
	企画展示等PR資料の準備作成
	館内展示・おすすめ図書等の企画・運営
自動車文庫	巡回計画の作成、連絡調整
	資料の選定・積載、貸出・返却処理、統計
	車両の点検、配本所への支援運搬
受付	利用者登録、資料の貸出・返却処理
	書架の整理、配架、予約
	レファレンスサービス（調べもの相談）
整理資料	資料の選書・発注・受入・登録
	配架、除籍処理、蔵書点検
文化財保護	年間事業計画の作成
	事業の企画
	文化財保護審議会の開催
	文化財の市指定等の手続き
	郷土資料の収集・保管
	歴史資料の取扱い
	文化財保護の普及啓発、活用
	ふるさとミュージアムの企画
	ふるさと伊予市学の普及
	埋蔵文化財の発掘等の届出
	文化財保護に係る庶務

■全体に係る業務（案）

業務	主な業務内容
全 体	施設に関する運営管理責任
	施設内会議の実施
	市内外の他施設との調整・連絡
	関係機関との会議、研修等への出席
	視察対応
	危機管理
庶 務	当初予算、補正予算編成
	予算執行（支出負担行為、支出命令等）
	時間外、出勤簿整理等の庶務
	調査・報告書類の作成
	契約関係の管理
	議会、関係所管への説明書類の作成
	公印の管理
	規則の制定、改廃
	非常勤、委託業者などの労務管理
	庶務業務（消耗品の管理・発注など）
広 報 宣 伝	使用料等の収納管理
	広報いよしへの掲載
	機関誌などの発行
	ホームページ管理
	情報表示設備管理（部屋ごとの催し物案内など）
	施設の周知のための広報宣伝の企画、実施
	事業の周知、券売促進のための広報宣伝の企画、実施
	市民参加への対応
	友の会や顧客の管理
	取材、記事等の管理、対応
連 携	施設内での連絡協議
	市役所内における関係部署との連絡調整
	学校等教育機関との連絡協議
	市民団体等との協働
	ボランティア受入れ

5 市民参画計画

(1) 市民参画の基本方針

伊予市は、自治の基本理念・基本原則を定めた自治基本条例にもとづき「参画と協働のまちづくり」をすすめています。「参画」とは市民が行政施策の立案・実施及び評価までの過程に主体的に参加すること、「協働」とは市民が行政・議会などと目的と情報を共有し、自主性を尊重し対等の立場で補完・協力することと定めています。伊予市第2次総合計画の基本目標5「参画協働推進都市の創造」の項目には、「全ての市民が、培った経験や能力を発揮し、互いに支えながら一人ひとりが主役となり、いきいきと活躍できる場の提供に努めます」と記されています。

新しい施設では管理運営基本計画に示したとおり、市民が運営に参画・協働する、市民の声を反映するための組織体制を構築することを目指します。そして身近で使いやすい施設として来館促進を図るとともに、市民の様々な活動を支援する窓口となるよう検討を進めます。上記をふまえ、市民参画の基本方針を、以下のとおりとします。

■市民参画の基本的な方針

- 1) 市民の学びや経験・能力が発揮できる活躍の場、気軽に集え安心できる居場所づくりのために、出会いと交流、コミュニティの形成を目指す。
- 2) 市民の需要や段階に合わせた市民参加の機会を提供し、自主的で幅広い市民参加を通じて、施設の事業や運営に主体的に関わるボランティアやサポーターを育成する。
- 3) 「伊予市らしさ」の再発見と創造のために、積極的な情報発信・交流を行い、施設と地域をむすびつけるネットワークをつくる。
- 4) 市民や団体・事業者等の新しいつながりを築き、市民や団体・事業者・行政などがそれぞれの責任と役割を明確にした協力関係・協働体制をつくる。

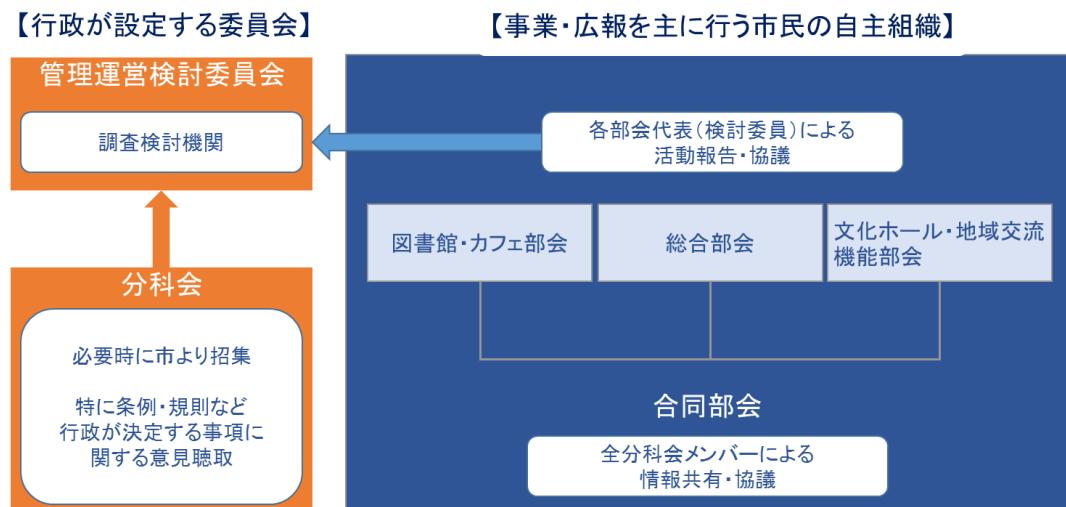
(2) 市民参画の経緯

平成26年度に開催した管理運営計画検討委員会および、建設市民ワークショップでは、ともに市民の意見を積極的に取り入れた内容が協議されました。さらに具体的な運営について検討するため、平成27年度伊予市図書館・文化ホール等管理運営検討委員会において引き続き7回にわたる協議をおこないました。

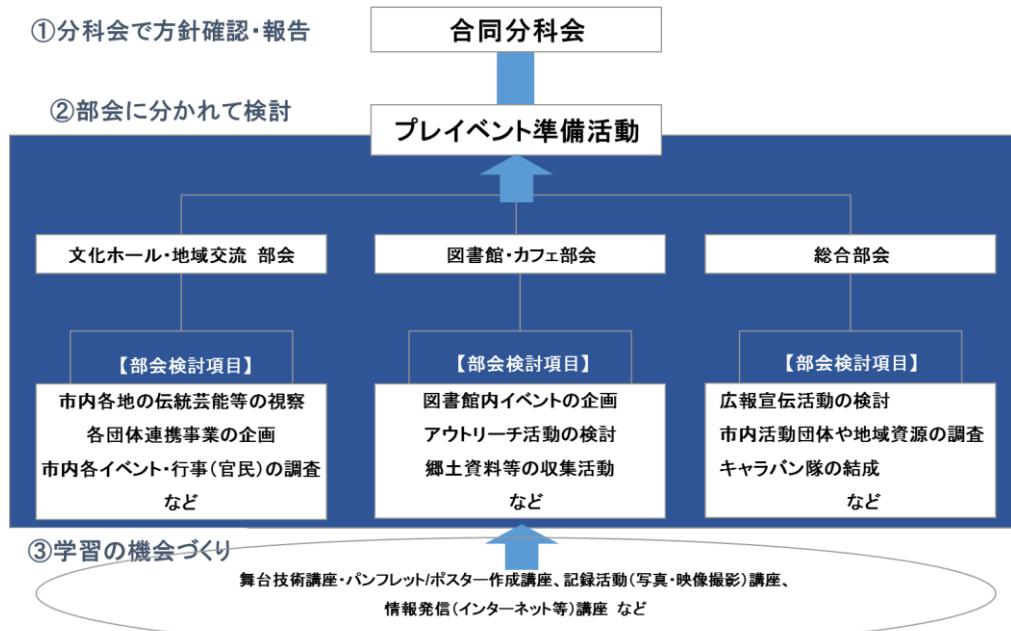
また、平成28年度第1回管理運営検討委員会では、これから市民参画の方法として合同分科会および部会のあり方が協議されました。

行政が開催し、管理運営計画について検討することを目的とした管理運営検討委員会と異なり、部会は原則的に市民主体の活動であり、事業や広報の実施を推進します。「図書館・カフェ部会」、「総合部会（主に広報宣伝の検討をおこなう）」「文化ホール・地域交流機能部会」の3部会が結成されており、イベントや開館後につながる事業について検討・実施しています。開館後は各部会が市民支援組織として参画することで経験を重ね、将来的には事業実行委員会やNPO法人を組織することを視野にいれています。管理運営検討委員会・合同分科会・部会の考え方を図示したものについては、下記で示します。

■管理運営検討委員会・分科会・部会組織体制



■分科会・部会組織体制



(3) 今後の展開

開館に向けて官民協働の理念を達成するため、プレイベントや開館記念事業を通じた連携の強化を目指していきます。部会から発展した市民組織など市民参画組織の確立については、他施設事例の研修や必要な知識の習得を計画的に実施し、段階的な組織化を検討していきます。

■市民参画の例

事業参加	
鑑賞者・利用者としての参加	観客・友の会等への参加、図書館利用 など
参加型事業への参加	ワークショップ・出演者としての参加、アウトリーチ など
事業ボランティア・サポートとして参加	図書館・文化財ボランティア・サポートとしての参加 など
企画・制作への参加	市民企画の事業や次世代の育成普及事業への提案 など
運営への参加	
イベント実施時	会場案内・整理・フロント 舞台スタッフ 託児サービス など
スタッフ養成	サービス技術の向上 照明・音響などの舞台技術サポート育成 など
市民への広報宣伝センター	チラシやインターネット等の発信、 市民レポーター など
広報キャラバン隊による PR活動	イベント実施時、愛称・ロゴ等の募集時の 支援 など
情報記録・アーカイブスへの参 加	伝統芸能等の記録や写真、映像の収集 など
施設の維持管理への参加	施設内の飾り付け・植栽・清掃等のサポート など
評価への参加	
アンケートへの参加	事業アンケート・利用者アンケートによる評価と 提言

IV 広報宣伝計画

本施設は開館前から計画的な広報宣伝を展開することで、多くの市民に周知し、また市民参画の機会とすることを目指します。文化ホールについては魅力的な自主事業をおこなうことを広く知らせ、また貸館事業および地域交流機能の幅広い市民活動についても積極的に協働して広報宣伝をしていきます。同じく図書館における事業も、新たに多彩な取り組みが行われることについて周知を図り、幅広い世代の市民に来館を促すことを目指します。複合施設としてそれぞれの機能が特色ある事業を打ち出しながら、統一感のある広報宣伝を行うことで、賑わいある施設の魅力を発信します。

1 広報宣伝の年次目標

広報宣伝の実施にあたっては、開館前、開館初年度および2年目以降の目標をそれぞれ設定して実施していきます。

■広報宣伝の年次目標

時 期	目 標	内 容	具体的な取り組み例
開館前	周知・喚起	間もなく開館するということを広め、文化に関するプレイベントなどを開催する中で、興味と愛着を喚起させる。同時に市民参画の土台をつくる。	○イベントの実施 ○愛称募集 ○シンボルマークやロゴタイプ ¹² の決定 ○パンフレットやポスターの作成・配布 ○広報紙やホームページの作成・発行
開 館 初年度	誘導・定着	開館記念事業における重点的な広報展開により、市内外から来館者、利用者を誘導し、顧客として囲い込む。	○公演チラシ・ホームページ ○広告・取材依頼 ○施設パンフレットの作成 ○会員組織の設置・運営
2年目 以降	拡大・発信	これまでの広報宣伝の効果を図り、より効果的な手法を検討して、より多くの来館者、利用者を誘導する。 また、会館の運営や事業についての情報を定期的かつ継続的に発信する。	○来館者アンケートの実施・分析 ○会員組織の拡大 ○施設情報紙の継続発行

¹² ロゴタイプ：施設の特徴をあらわす文字デザイン。

2 広報宣伝の手法

広く市内外に情報を届けるため、多くの手段を使って広報宣伝を実施します。具体的な実施は官民協働で推進し、費用対効果を十分に検討した内容で発信を重ねます。使いたくなる、集まりたくなる施設の魅力を発信するため、継続して手法の検討を行い、効果的な情報発信を進めます。

また、効果的な情報発信を行うためには、情報収集が重要です。市内の「海」「山」「まち」の在り様や地域資源、人材、文化芸術、伝統行事、市民活動、独自の取組みなどを調査し、伊予市の魅力を有効に発信するための記録・保存活動にも努めます。

■広報宣伝の手法（案）

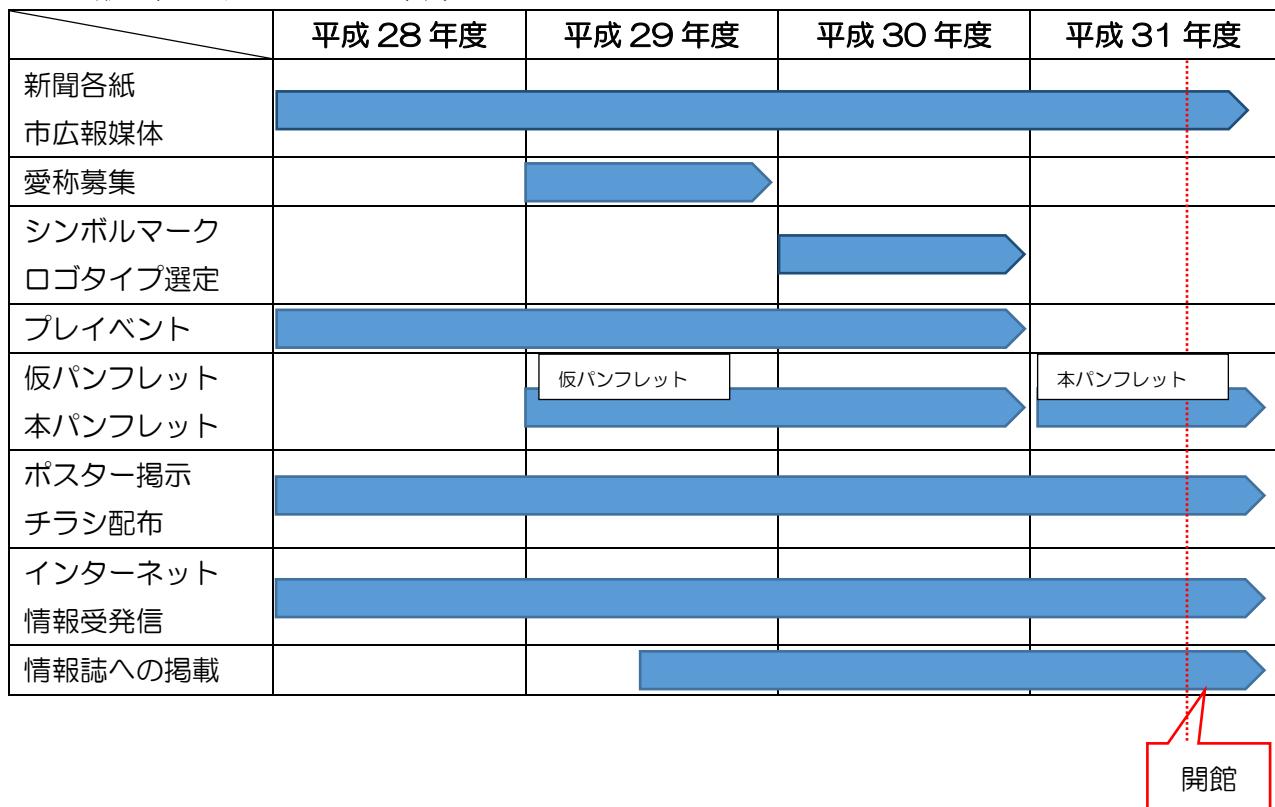
広報活動	目的	内容
新聞各紙 市広報媒体	<ul style="list-style-type: none">・計画についての情報提供・市民参加についての情報提供・イベント、開館記念事業についての情報提供	<ul style="list-style-type: none">・各種の市民参加機会の情報・運営基本方針の決定・愛称募集・イベントの告知宣伝・開館記念事業の告知宣伝
愛称募集	<ul style="list-style-type: none">・迅速な情報発信・他施設との区別化、個性化・市民の参加意識の高揚・施設への愛着感、親近感の創出・選定作業を通じた市民への周知	<ul style="list-style-type: none">・親しみやすい愛称・独創性のある愛称・施設概要や理念の反映
シンボルマーク ロゴタイプ選定	<ul style="list-style-type: none">・施設のイメージを一目で伝達・他施設との区別化と認知度の向上・各媒体での統一感を維持	<ul style="list-style-type: none">・明快で単純なもの・独創性のあるもの・施設のイメージに適するもの・印象に残る配色をしたもの
イベント	<ul style="list-style-type: none">・開館告知と施設概要の周知・イベントによる開館の周知・事業運営の方向性の周知活動	<ul style="list-style-type: none">・既存の文化事業での周知活動・広報キャラバン隊の結成、実施・選書委員会の実施・文化活動の育成
仮パンフレット 本パンフレット	<ul style="list-style-type: none">・開館告知と施設概要の周知・事業運営の方向性を表明・施設利用営業、事業誘致の宣伝材料としての活用	<ul style="list-style-type: none">・位置、交通手段・施設外観、内観完成予想図・基本運営方針、事業内容・建築、機構、設備データ
ポスター掲示 チラシ配布	<ul style="list-style-type: none">・市内、県内に広く施設開館を告示・施設周辺地域の気運の形成・開館記念事業の告知宣伝	<ul style="list-style-type: none">・イメージ写真・キャッチコピー・開館記念事業プログラム・位置・交通手段

インターネットを活用した情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ・計画についての情報提供 ・市民参加についての情報提供 ・市民の意見の聴取 ・インターネットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基本方針の決定 ・各種の市民参加機会の情報
情報誌への広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開館を全国的に周知 ・公演の主催者等へ施設を告知宣伝 ・広域へ開館記念事業の告知宣伝 ・地元出身者への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開館時期 ・施設概要 ・利用受付開始時期 ・開館記念事業プログラム

3 広報宣伝のスケジュール

1に定めた年次目標を達成するため、各取り組みを下記のようなスケジュールで実施することを検討します。愛称募集については平成28年度の総合部会において検討してきた内容を基に、建物の概要や完成予想図が発表できる時期に実施します。目標は平成29年度とし、実施設計の進捗をふまえて検討を進めます。いずれの取り組みも設計・建築のスケジュールをふまえ、適切な時期を逃さず発信することを目標とします。

■広報宣伝スケジュール（案）



V 利用規則

1 利用規則の基本方針

本施設の条例および規則の策定、また条例に基づく使用規則の決定時には、下記の考え方を基本とします。なお、今後、組織および運営体制等を検討する中で調整を図り、運用上の詳細な規定については、今後別途定めるものとします。

(1) 基本方針

1) 複合施設として各機能が連携し、一体的な運用ができる分かりやすい規則

図書館・文化ホール・地域交流機能のそれぞれが一体的な規則のもとで運用され、機能を横断した活動を後押しすることを目指します。また利用者に分かりやすく、使いやすい規則となるよう検討していきます。

2) 利用者の安心・安全を確保し、さらに利便性を高める規則

施設職員が常駐し、利用者が安心・安全に利用できることを支援します。その利便性によって、利用者の活動がさらに活発におこなわれることを目指します。

3) 市民を中心に、利用者を拡大できる規則

市民が積極的に施設を活用し、にぎわいと活力にあふれた施設を実現できる規則とします。その魅力がさらに利用者を増やし、情報発信に貢献することを目指します。

2 細部項目

(1) 休館日

条例に定める休館日は、原則として毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）と年末年始（12月29日～翌年1月3日）とします。また保守点検日・全館清掃日など、運営管理・安全管理上利用できない日程も想定されます。ただし運用上支障のない日程については、要望があった場合開館したり、要望に合わせた部分開館をするなど、柔軟な運用ができる規則を検討します。

(2) 開館時間・受付時間

施設全体、および文化ホール・地域交流機能の開館時間は9:00～22:00までとします。図書館については原則9:00～19:00を開館時間としますが、例えば週に1日、金曜日は20:00まで開館を延長するなど、幅広い利用に対応できる時間設定を検討します。人員配置と利用状況に鑑み、要望があった場合には開館時間を延長できるように定めます。また受付時間については施設全体で9:00～18:00とします。

(3) 使用時間区分

文化ホールおよび地域交流機能諸室について、貸出の使用時間区分は、午前（9：00～12：00）・午後（13：00～17：00）・夜間（18：00～22：00）と全日（9：00～22：00）の4区分とします。舞台のみを使う場合、練習など、演出を伴わない使用については時間区分より短い単位での貸し出しができるよう、運用方法を調整していきます。搬入搬出・準備・片付けなどで時間外使用がある場合、事前の申し込みがあるものについては、柔軟な対応ができるような規則を検討します。

(4) 申込時期・方法

本番利用について、文化ホールは利用日12カ月前の1日に申込受付を開始し、希望日程が重複した場合には抽選を実施します。抽選後、利用者間で調整会議をおこなうことで、利用者同士の交流や円滑な日程決定を促すことを目指します。地域交流機能諸室では、同様の手続きを利用日3か月前の1日に実施します。ただし、市外利用については、上記受付開始月の15日から受付を開始します。

本番利用の申込は、文化ホールの場合利用日の14日前、地域交流機能諸室の場合は利用日の5日前まで受付します。申し込みが文化ホール・地域交流機能にまたがる場合には、それぞれの予約開始に合わせて申し込みを行う必要があります。定期利用者・新規利用者を問わずこの手続きをおこなうことで、市民活動に対して平等な機会を創出することを目指します。練習利用については、利用者の利便性や日常的な賑わいを創出する目的をふまえて、前日まで申し込み可能とします。

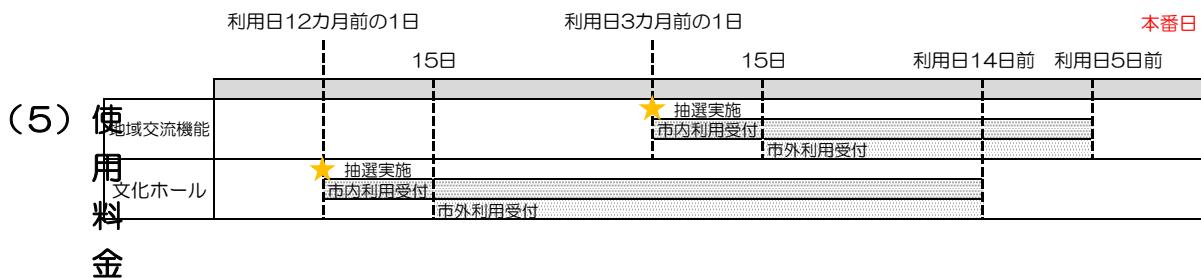
また、伊予市の公共施設であることを念頭に、まずは市民が利用する日程を決定し、追って市外の利用を調整します。このとき、市内利用の定義は「伊予市在住・在勤・在学が団体構成の半数以上であること」とします。一方で施設の設置目的である「まちの魅力が広がる施設」を実現するため、市外利用も積極的に取り入れていきます。

今後、運用の中で実際の予約状況・団体の構成を考慮して、利用実態に応じたよりよい方法を継続して検討します。

◆申込開始時期・方法について

内容	時期	詳細
本番利用 (ホール)	利用日12か月前の1日 申込・抽選	抽選後、利用者間で調整会議をおこなう。
本番利用 (地域交流機能)	利用日3か月前の1日 申込・抽選	抽選後、利用者間で調整会議をおこなう。
通常申込 (ホール)	利用日14日前まで	先着順で受け付け
通常申込 (地域交流機能)	利用日5日前まで	先着順で受け付け
練習利用申込	利用日前日まで	先着順で受け付け
通常申込 (市外利用)	利用日の 12か月前(ホール) 3か月前(地域交流) の15日から申込開始	※市内利用 構成の半数以上が伊予市在住・在勤・ 在学の場合は、市内利用とする。

◆申込開始時期スケジュール



① 使用料の基本的な考え方

使用料金は、「使用料・手数料等の見直し」方針に基づき、また伊予市施設全体のバランスに配慮して決定されます。現時点においては新施設の建設費および運営管理費用の正確な算出が困難であるため、近隣他施設との比較を基準に設定します。「入場料無料・平日午前中」の料金を基準として、その他利用時の料金に対する加算を検討していきます。中でも、入場料無料に対して入場料有料の場合には加算することを前提とします。

② 減額・免除基準

減免基準については、伊予市施設全体で共通したルール（「使用料・手数料等の見直し」方針）に則ります。原則としては受益者負担の考え方に基づき、利用者が一定の額を負担する内容とします。これは本施設のみで決定する内容ではなく、全市のバランスの中で決定される事項です。

ただし、施設の目的に照らし、公益上特に必要があると市長が認めた場合には減額および免除の対象とします。減額または免除の範囲を明確にするなど、それによって公平性および平等性を担保するよう規則を定めます。

③ 設備・備品料金の設定

文化ホールの設備・備品は、施設の使用料とは別に設定します。より分かりやすく使いやすい料金設定にするため、セット料金を設けることも検討します。地域交流機能諸室にある備品については、基本的に施設の使用料に含まれるものとします。

また、冷暖房の使用料についても料金体系の中で明記し、使用者に分かりやすいようにしていきます。導入備品の内容については実施設計の中で協議し、必要なものを選定することになります。

3 利用規則（案）

管理運営基本計画および上記の考え方を基に、利用規則（案）を定めます。

項目	内容（案）
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ○年末年始（12/29～1/3） ○火曜休館 <p>※市長が認める際に開館することが出来る。</p>
開館時間・受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ○開館時間：9:00～22:00（文化ホール・地域交流機能）、 9:00～19:00（図書館） 金曜日のみ 9:00～20:00（図書館） <p>※要望があった場合、開館を延長できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付時間：9:00～18:00（全館共通）
使用時間区分	<ul style="list-style-type: none"> ○文化ホール <ul style="list-style-type: none"> ・本番利用：（午前）9:00～12:00、（午後）13:00～17:00、 (夜間) 18:00～22:00、（全日）9:00～22:00 ・舞台のみ・練習利用：1 時間単位での貸出 (時間区分またぎも可能) <p>※1 時間単位での貸出を行う場合は、掃除・点検作業を行うため、 次の利用との間に一定時間を空けて受付を行う。</p>
申込時期	<ul style="list-style-type: none"> ○文化ホール、および文化ホールに所属する諸室：1 階部分諸室 <ul style="list-style-type: none"> ・本番利用：12 カ月前の初日～14 日前まで (初日が火曜日の場合は、翌日水曜日) ・舞台のみ・練習利用：12 カ月前の 2 日～前日まで ○地域交流機能諸室：2 階部分諸室 <ul style="list-style-type: none"> ・本番利用／全日利用：3 カ月前の初日～5 日前まで (初日が火曜日の場合は、翌日水曜日) ・練習利用：3 カ月前の 2 日～前日まで <p>※市外利用者は申込み受付開始月の 15 日から申込可能。 ※申し込み開始時期の異なる施設を併用する場合は、 一体利用の有無にかかわらず、それぞれの申し込み開始時期に 合わせて申し込みを行う。 ※市の共催事業・全館を使った文化祭などは優先。主催者の意義を 認める。</p>
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ○申し込み初日（各月 1 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ホール・多目的スペースの本番利用： 決められた時間に来館、希望日が重複した場合は抽選とする。 ホールと同様に大会や大人数の集会として使用の場合は、1 年前から 申し込む。電話受付不可。

	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室：来館して使用申請書を記入・提出。 ・抽選後、各団体間で調整会議を実施する。 ・調整会議は施設職員立ち合いのもとで実施する。 ・調整によって使用権利を得たのち、教育長の許可を得た事業のみ実施することができる。 <p>※事業内容の確認および許可の手続きが必要である。</p> <p>○申し込み開始2日目以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や来館で先着順による仮予約を受け、予約情報を職員が確認して準備時間、片付け時間、搬入等の時間調整が終わってから連絡して本申請とする。 ・市外利用の申し込みは先着順とする。 ・市内/市外を問わず、申し込みの際に団体構成を記入すること。構成の半数以上が伊予市在住・在勤・在学の場合、市内利用とする。
支払方法	<p>○利用者が来館し、決められた期日までに支払うものとする。</p> <p>支払いを確認後に許可証を発行し、催しの広報宣伝を許可する。</p> <p>支払いがない場合は、予約を取り消す。</p> <p>○延長使用料や附属設備使用料については、当日使用後に現金で支払う。</p>
減額・免除	公益上特に必要があると市長が認めたときには使用料を免除もしくは減額する。
還付方法	<p>○原則として還付なし。</p> <p>○災害その他使用者の責めに帰することができない理由は全額還付</p>

VI 危機管理・安全対策

本施設は不特定多数の人が市内外から訪れる施設です。来館者が安心して過ごせる施設とするために、日常時から有事の際まで視野に入れた危機管理・安全対策が必要になります。下記のとおり危機管理・安全対策の考え方を定め、具体的な詳細を検討していきます。

1 施設・設備の日常点検・保守点検業務

本施設の継続的な維持管理のため、日常点検による予防保全を行うことが重要です。特に舞台関連設備は専門性が高く、多くの危険を伴うことから、安全管理を徹底して事故を防止する必要があります。

また日常点検や定期的な整備を行うことで、設備の故障発生率を下げることにつながります。常に施設・設備の状況を把握し、長期的な計画を立てて維持管理費の低減を目指す管理体制を検討していきます。

■施設・設備の日常点検・保守点検業務（例）

建築物の保守管理	建物の劣化進行度や修繕必要部位の抽出をおこなうことで、安全に施設を利用できるよう努めます。
建築設備の保守管理	空調設備や電気設備などがあります。定期的な点検をおこなうことによって、安全性を高めます。
舞台関連設備の保守管理	舞台関連設備は使用頻度も高くなることが想定されます。定期的な保守点検と、日常的な安全指導によって事故を防止します。
備品に関する保守管理	ピアノなど定期的な調整が必要な備品を抽出し、常に使いやすい状態を保つよう努めます。
清掃管理	利用者が快適に過ごせる環境を整えるとともに、ごみの分別や設備劣化の予防などに努めます。

2 災害に対する備え

本施設は災害が起きた場合の広域避難所になる予定です。南海トラフ地震なども想定されるなか、緊急時の体制を整え、実践的な避難訓練を行うことが重要です。

■災害対策（例）

危機管理マニュアル	災害時にどのような対応をすべきか、危機管理説明書を整備構築し、有事に備えます。
避難訓練の実施	実際の災害を想定した避難訓練を行うことで、緊急時の体制を確認し、有事の際の的確な対応につなげます。

3 危機管理対策

施設・設備に関する内容や災害に対する備えだけではなく、日常的な問題への対応手順を整えること、個人情報や著作権に関する正しい取り扱いを徹底することも大切な危機管理です。法令の遵守はもちろん、利用者に安心感を与える運営を目指して、計画的な対策を講じていきます。

■危機管理対策（例）

危機管理マニュアル	上記災害に対する備えと同様に、急病・怪我人への対応、不審者侵入や不審物残置への対応など、利用者を守るための手順を作成・徹底します。
個人情報の安全管理	定期的な個人情報保護に関する教育を担当者におこなうことで、その重要性と取り扱いについて認識し、適切な対応を徹底します。 また、個人情報を取り扱う情報システムへの不正対策を行うなど、情報管理を強化していきます。
マイナンバーの取り扱い	自主事業や研修などの講師料等の支払いの際、マイナンバーの取り扱いが生じることが考えられます。その扱いを明確化し、適切な収集・保管・破棄をおこなうことが必要です。
利用者への危機管理指導	利用される施設での危機管理について、事前打ち合わせにおける指導をおこないます。
著作権の保護	自主事業や貸館事業、また図書館の活動の中で著作物を使用する際には適切な取り扱いを徹底・指導します。

VII 収支計画

1 収支計画の考え方

新しい文化施設が、基本理念を実現する事業を安定して持続的に実施し、伊予市を担う人材を育成するためには、効果的な事業計画のために、未来への投資として事業予算を確保する必要があります。

また、施設・設備等の状態を良好に保つための修繕計画を作成し、維持管理に必要な経費も予算化する必要があります。以下の基本方針にもとづいて、収支計画を策定します。

1) 魅力ある自主事業を開催します

来場者増加によるにぎわい、経済効果を創出することを目指します。魅力ある自主事業によって、本施設にかかる費用を文化体験として市民に還元し、理解を得るよう努めます。また、より充実した自主事業に対する外部助成金の獲得を目指します。

2) 稼働率の向上による収支改善を目指します

貸館事業による収入を計画的に検討することにより、収支の改善を目指します。また、市民・民間の参画を積極的に進めることで稼働率の向上を図り、施設を支援する体制を整えます。

3) 自己財源比率の向上に努めます

経営的な視点をもって運営を行い、個人や企業等からの寄付や協賛金、ネーミングライツ¹³など外部からの資金調達をおこなうなどの手法を検討し、自己財源比率の向上に努めます。

4) 創意工夫による経費の節減に努めます

運営管理上の创意工夫をすることにより、経費の節減および質の向上のバランスを保ち、多様な市民需要に対応していきます。

¹³ ネーミングライツ：施設の建設・運用資金調達のための手法として、施設の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する広告概念を指す。

2 収支項目の整理

(1) 維持管理・貸館の収支構造

公共施設はその設置目的から、経費の回収よりも使いやすい料金の設定が優先されます。そのため、収支比率は低くなることを避けられません。貸館事業を推進し、同時に計画的な施設管理を行うことで、比率の改善を目指します。

■維持管理および貸館に係る、主な支出と収入の項目

支出		収入	
項目	内容	項目	内容
人件費	職員給与など	使用料収入	施設の使用料、備品・設備の使用料
委託費	設備の点検、清掃、警備などの費用	その他収入	チケット販売受託手数料、自動販売機手数料等
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料		
事務費	通信費、旅費交通費、消耗品費など		
修繕費	故障、老朽化などに伴う修繕・更新費		

(2) 自主事業の収支構造

本施設の基本理念を実現するためには、貸館事業の推進と同時に、多彩な自主事業をおこなうことが求められます。また全国平均を参照すると、自主事業の収支比率はおよそ50%となります。愛媛県は全国の中でも自主事業における収支比率が高い現状があるため、地域間での情報共有をおこないながら、比率改善に向けた取り組みを検討します。

適切な予算を検討し、計画的に事業を実施することを目指します。

支出		収入	
項目	内容	項目	内容
出演料・委託料	出演者、講師等に支払う費用	入場料収入	チケット代、参加料など
舞台費	台本、演出、技術、大道具、衣裳などの費用	助成金・補助金収入	国や財団等からの文化事業への助成・補助
広報宣伝・印刷製本費	TV・新聞等への広告費やチケット、ちらし等の作成費	協賛金	企業、団体等からの協賛による収入
その他	著作権料、保険料、事務費など	広告料	プログラム、ちらしなどへの広告の掲載料

自主事業における収支比率 (入場料収入額／支出額)

全国 (1177 館) 51.9%

中四国地区 (155 館) 49.0%

愛媛県 (15 館) 78.3%

(公社) 全国公立文化施設協会 平成 26 年度全国調査集計表)

VIII その他

1 事業評価について

本施設の評価計画については、伊予市の事業評価基準を適用するものとして検討を進めます。事業評価は将来的な指定管理制度の導入を見据え、わかりやすく施設の管理運営状況を市民に知らせることを目指します。評価委員会への市民参加についても検討していきます。

■評価項目（例）

稼働率	文化ホール・地域交流機能諸室が、年間でどの程度稼働したか。
来館者数（市内・市外）	事業に来場した来館者数 施設に足を運んだ来館者数
アンケートの集計・分析 (来館者・観客・利用者)	事業への満足度 (職員対応・利用規則などを含む) 本施設での鑑賞・参加経験 鑑賞したい・参加したい分野 など
収支比率	自主事業における収支比率
人材育成効果	施設職員の成長、成熟 市民組織の成長、成熟 など
にぎわい創出効果	中心市街地の活性化に寄与する取組みや 事業の実施 など

2 運営に関する詳細事項

本管理運営実施計画で定めていない運営上の詳細事項については、公平公正な視点において調整を図りながら、円滑な運営に備えて隨時運営規定の検討を行います。管理運営基本計画での検討課題として挙げられている「利用者の活動に関する道具の置き方のルール整備」、「駐車場の効率的な運用」のほか、「飲食に関するルール」や「申込の抽選方法」など、具体的な運営に関わる事項を、伊予市施設全体のバランスを考慮しながら整理する必要があります。また、実施設計の進捗を把握し、可能な限り早い段階において、維持管理費や事業費など運営全体に係る予算について確立させ、最も費用対効果の高い運営のあり方を探ります。

■運営に関する詳細事項例

利用者の活動に関する道具の置き方のルール整備
駐車場の効率的な運用
郷土資料・文化財の取り扱い
施設における飲食に関するルール
申込の抽選方法、連続使用日数、利用者登録 など
市民組織の運営方法、参画の範囲、サポーターズルームの活用 など

3 いよカフェの運用についての考え方

カフェについては全国的な事例を見ても様々な運営が展開され、市民ワークショップでも、健康福祉、地域活性化、教育活動など多分野における提案が出されました。本施設において、図書館、文化ホール、地域交流のそれぞれの施設機能との関連性に配慮しながら、施設理念に準じた有効的な運営方針を検討します。また、施設としては調理機能を持たないため、使用者が日替わりで商品を持ち寄り販売する手法を想定しています。管理運営基本計画で定めたように、本施設の「サードプレイス」としての役割に十分配慮しながら、飲食に関する規則も検討していきます。

■いよカフェに係る想定

《使用者》

NPO、障がい者授産施設、行政、民間事業者、まちづくり団体、高校生・大学生、ボランティア・有志、特産品開発グループ、趣味のグループ、外国人、飲食店経営者など

《使用例》

健康福祉
障がい者等の活躍の場
づくり、認知症カフェ、
相談所の開設 など

地域活性化
日替わりカフェ、特産品
や小物等の販売、世代間
交流事業 など

教育活動
キッズカフェ、高校生や
大学生の実践の場、学習
会・講座の実施 など

(その他)

オープンスペース¹⁴、自動販売機設置 など

¹⁴ オープンスペース：利用者が自由に使える空間。

4 開館までのスケジュール

本計画策定後、開館までのスケジュールは下表のとおり予定しています。

■開館までのスケジュール（案）

内容	H29(2017)年度												H30(2018)年度												H31(2019)年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
設計・建設	主体工事												図書館解体・外構工事												▼竣工												
運営全般	▼予算要求												▼予算要求												▼引越												
▼開館準備期間												▼開館												▼予算要求													
▼利用申込受付開始												▼運営開始												▼開館記念事業期間													
▼習熟期間												次年度事業検討												助成等申請													
事業	自主事業 (通年)	自主事業計画検討												▼開館記念事業検討(市主催)												開館記念事業企画・制作											
	イベント	▼イベント企画・実行												▼イベント実施												▼開館記念事業実施											
	開館記念事業	▼条例作成												▼条例議決												▼施工規則作成											
	貸館事業 (施設管理)	▼運営内規の検討												▼利用者書類の作成												▼助成等申請											
組織	運営主体	▼所管課設置												▼業務委託準備												▼供用開始											
	市民参画組織	※以降、市民参加組織を立ちあわる場合												活動開始												▼供用開始											
▼公募												▼締切・選定												▼愛称募集													
▼ロゴ検討												▼サイン検討												▼仮パンフ作成													
▼利用申込受付開始												▼決裁												▼利用申込受付開始													
▼本パンフ作成												▼施設HP・情報誌の作成・更新												▼開館記念事業広報													
▼備品選定												▼備品選定・レイアウト詳細検討												▼道具・特注品・一般什器発注													
▼納品収納												▼追加発注分の検討・発注・納品												▼													

IX 参考資料

1 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 設置要綱

伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会設置要綱

平成26年4月16日
伊予市教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 伊予市図書館、文化ホール等（以下「施設」という。）の建設基本計画（平成25年3月策定）に沿った施設の管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）を策定するに当たり、調査、検討等を行うために、伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営計画の策定に必要な基本方針並びに事業計画、管理体制並びに市民参画等の調査及び検討に関すること。
- (2) その他管理運営計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関・団体等の代表者又は構成員
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から管理運営計画を策定した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し、委員会に出席を求める意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局社会教育課に置く。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

2 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 委員名簿

(平成29年3月時点)

区分	所属等	氏名
学識経験者	アートNPOカコア理事長	徳永 高志(◎)
	愛媛大学女性未来育成センター特命准教授	郡司島 宏美
公共的団体等の代表	伊予市文化協会推薦	門田 真一
	伊予市文化協会推薦	岡崎 久美子
	図書館協議会より	富田 敏
	図書館協議会より	西村 啓子
	郡中地区公民館関係者より	毛利 伍良
	社会教育委員より	磯田 昌三
	文化財保護審議会より	岩田 恒郎
	市内校長会推薦	村上 直子
公募による委員		松田 新一
		長島 由美子
		山下 敦子
行政関係者	伊予市総務部長	海田 秀司
	伊予市教育委員会教育長	渡邊 博隆(○)

◎：委員長、○：副委員長

3 図書館・文化ホール・地域交流機能 合同分科会のまとめ

■第1回 図書館・文化ホール・地域交流機能 合同分科会

日 時：平成28年5月24日（火）午後2時から

場 所：伊予市立図書館 3階 三世代交流室

出席者：分科会メンバー 23名、検討委員会委員長 1名
事務局 8名、委託業者 3名

□平成28年度の活動について＜総合班まとめ＞

時期	活動内容
開館前 イベント・活動	キャラバン隊 幼稚園、小学校（9校）、中学校（4校）に出張し施設の周知 (周知→参加→仲間→周知)
	各種企業等との協賛
	人のつながり 人脈をさがす
	図書館： 本の引越しをイベント化（みんなでやる） 本の持ち寄りのイベント（定例）
	図書館： 子どもたちの希望を聞く
	カフェメニューのコンテスト 各地から持ち寄り 伊予農
	誰でもできることで参加してもらう
	子ども達が参加・体験できる内容で
開館前② 開館イベント準備	子どもが作詞（国語）、音楽の時間に作曲 →施設で発表（初音ミク）
	地域かるたをつくる → 発表はホールでやる（子ども+老人）
開館後	演奏…中学？太鼓十伝統芸能 踊り…指導者はいります 目指すは！オリンピックの開会式
	伊予ゆるキャラ & 五色姫
	ホールに海辺をつくる
	各校歌のちより合唱 → 卒業生の参加
	大人のための読み聞かせ +BGM
	伊予農の食材 飼育動物

□平成 28 度の活動について〈ホール・地域交流班まとめ〉

時期	活動内容
開館前 プレイベント・活動	扶桑太鼓 28年度 扶桑太鼓 35周年コンサート 木下さん司会
	ワークショップ
プレイベント (公民館関連)	公民館お別れ会 愛護班、PTA、区長会、婦人会 etc…
	予算の問題 らくがき 紙芝居 バザー ペイント
	健康教室 ことぶき体操 卓球
	鍵盤ハーモニカ(多目的室) わらべ合唱隊
	展示(受付有) 文化祭方式→団体のPR(3F)
	郡中公の歴史
開館前② 開館イベント準備	イベントは予算に見合った開館事業とすること
	29年度市民合同演奏公募
	松田委員作曲ホールオープン
開館後	学校プラスバンド&合唱コンサート
	30年度 オープニングコンサート
	30年度 オープニング 鍵盤ハーモニカワークショップ 子どもたち向け
	ボランティア活動に使用するときは減免対象とすること

□平成 28 年度の活動について＜図書館班まとめ＞

時期	活動内容	
開館前 イベント・活動	愛称を早々に決める	
	H30年 11月オープンにむけて これからのすべてに「プレ」をつけて	
	H28・H29 伊予彩まつりでアピールしては？	
	子どもたちの意見を聞く。本を通じた交流の場づくり。	
	子どもたちが本（活字）に親しむ仕組みをつくる。 赤ちゃんとパパママ向けのブックスタート講座	
	保育園（幼稚園）の散歩コースに図書館を追加してもらう。	
	旧伊予市と中山と双海をどう関わりを持つか？ 移動図書館だけでなく、支所館(既存)などへの配布交換をしては。	
	双海と中山で交流会（読み聞かせグループ）	
	地域別懇談会を利用して新図書館をアピール	
	読みたくなる本のみせかた。有名書店に学ぶ。	
	「まちなか図書館」を双海・中山に支部を作る	
	移動図書館	子ども手話教室
開館後	児童館や児童クラブのようにそこに行けば交流できる場所にする	
	図書館内に学生・青年のたまり場を設ける	
	学生・生徒・児童の自習の場としての図書館機能の充実	
	快適な居場所としての図書館	読書通帳のある図書館にする
	多くの市民や外部の方々に関わりのある情報ストックの場	
	各地域が図書館とつながることが可能な仕組みづくり	
	お年寄りとの交流。昔の遊びなどを一緒に	
	地元の民話を子ども達と調べよう、紙芝居にしよう	
	まちの記録・個人の記録 アーカイブづくり	
	退職した教授・教諭の図書を保管する場としての図書館	
	話題と図書館 調べ物は図書館で（いろいろとわかるよ）	
	夜の図書館と怪談の特集 おばけやしき	図書館段ボールめいろ
	夜 図書館で語ろう	図書館キャンプ

■第2回 図書館・文化ホール・地域交流機能 合同分科会

日 時：平成 28 年 10 月 12 日（水） 午後 2 時から

場 所：伊予市立図書館 3 階 三世代交流室

出席者：分科会メンバー 24 名、検討委員会委員長 1 名

事務局 4 名、委託業者 1 名

□平成 29 年度事業計画表＜図書館まとめ＞

月	実施事業	随時
4月	おでて絵本作り	・本の修理の仕方 (ラミネートラベル)
	図書館の紹介講座	・図書館を中心としたコミュニティ
	マンガは文化 マンガ家をよんで 蔵書にマンガを	・読書スタンプキャンペーン
5月	黄色い丘で絵本ライブ&トーク 「パパ's 絵本プロジェクト」	・オリジナルブックスタンド作り
	人気料理家のレシピでお料理してみよう	・料理本一冊まるまる実践セミナー
	おしゃべりな図書館 1 日だけおしゃべりOK	・お話をつくろう！シナリオ講座
6月	シアターの開催 ex) 図書館戦争など図書館に関するもの	・移動図書館巡回スタート！
	オススメの本の紹介	・読み語り隊単独公演（図書館 PR）
7月	夜の怪談朗読会	・ペット同伴デイ 愛犬家愛猫家の交流会 →WEB 写真集発行 →書籍化（自費出版）
	図書館に泊まろう（小学生の夏休み）	
	自由研究を一緒にやっつけよう（小学生）	
	地域の歴史を学ぶ	
	夏休み週替わりで幼・小・中・高、担当～	
8月	指紋スタンプ遊び	
	地域の名人・達人に学ぶ	
	戦争の体験談を聞こう	
	読書感想文教室	
9月	郷土料理 子ども食堂	
	ステキな本カバー作り	
	ごよう聞き（欲しい本をリクエストで入れる）	

10月	観月祭
	クイズ迷路あそび(読書まつりにちなみ・・・)
11月	地域の祭りを学ぶ
	きてみん祭 de 古本市
	双海公民館祭り de 古本市
12月	小説に出てきた場所を訪問しよう！
	POP コンテスト
	子ども読み語り隊 おはなしパーティー（クリスマス）
1月	漢字を使ったクイズ大会（児童対象）
	年中行事の？を解決（お彼岸とは？・・・？）
	読書感想文コンテスト
2月	官能小説朗読会
	伊予市カルタを作ろうよ！
3月	図書館で宝探しイベント

□平成 29 年度事業計画表＜文化ホール・地域交流機能まとめ＞

月	実施事業	随時
4月		・アート系の事業
5月	春の文化祭 芸能大会	
6月	扶桑太鼓 土曜夜市ライブ	・アート系、生活系のプレ事業 施設の 2F 部分
7月	伊予おどり（全体） 文化協会 伊予彩まつり ○○連	
8月	松月吟詠会 創立 46 周年記念大会 伊予吟友会 吟詠歌謡大会	・多目的ホールの使用 ・ポーセラーツ教室
9月		
10月	10/7(土)(ピティナ)児童向けコンサート (ピアノ連弾 鍵盤ハーモニカコンサート) 文化祭 ふるさと芸能大会 文化祭参加 わらべ合唱隊♪ 文化祭参加 クレソン（水墨画）	・ヤマウチコウタくん ひろみさん ギター・歌 ・施設訪問(1ヶ所) わらべ合唱隊
11月	中山・双海 文化祭	
12月		・キヨロキヨロ隊
1月	松月吟詠会 新春発表会 小学校 尺八指導	手芸部メンバー(講師)による、 子ども・大人向け手作りカード、 ブローチ(古布を使った)etc.
2月	伊予市和太鼓のつどい 双海体育祭 小学校 尺八指導 宝山吟詠会 新春発表会	・市内小学校訪問(音楽)2校 わらべ合唱隊
3月	稻荷神社 初年祭芸能大会	

□平成 29 年度事業計画表＜総合まとめ＞

月	実施事業	随時
4月	実行委員会設立	※4月の中に、3月までに実施する事業を含む。
	プレ事業と開館事業、通年事業の企画実行委員会	
	審査委員会発足	
	インターネット、Facebook 等 SNS 活用	
	応募箱作成	
	のぼり Tシャツチラシ	
	チラシ入稿	
	PR 愛称募集	
	館長募集 要項作り	
	運営組織のあり方と友の会、サポーター等詳細決定	
5月	キャラバン（4月～5月）	
	PR 出前イベント	
6月	プレ事業参加グループ →開館事業にも参加	
7月		
8月	運営組織等、おおまかに決めておく 準備会	
9月	人材育成 ホール・図書館・社会教育	
	役割分担	
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

4 プレイイベント会場での事業アンケート結果

	項目	19才以下	20~39才	40~59才	60才~	不明	合計
1	市民ミュージカル			2	4		6
2	ファッションショー	2		2			4
3	芸能発表会		1	4	4		9
4	ダンス大会	3	1	3	1		8
5	クラシックコンサート	7	3	9	9		28
6	合唱コンクール			6	4		10
7	弁論大会			1	2		3
8	歴史文化講座 (伊予市の文化について学ぶ)	1	3	7	9		20
9	世代間交流会 (昔の遊び体験など)	3	1	3	3		10
10	子育て支援ワークショップ	4		1	2		7
11	お菓子づくり講習会	15	4	7	2		28
12	郷土おせちパーティ	2	1	2	4		9
13	写真展 (市民の笑顔展など)	1	1	4	2		8
14	おばけやしき	36		2	2		40
15	宝探し大会	41	3	1	5		50
16	絵本の読み語り	2		5	4		11
17	季節の行事 (クリスマス会・ハロウィン会など)		1				1
18	映画サービス			1	4		5
19	持ち込み可の勉強スペース		1				1
20	駐車場を作つてほしい	1		1			2
21	子どもの遊べるスペースを作つてほしい	2					2
22	0~2才の子どもがいられるキッズスペースを設けてほしい。(エミフル) そこで親子で読み聞かせしたい。		1				1
23	コーラス教室			1			1
24	郵便局が近くにほしい				4		4
25	マジックショー				1		1
26	コンサート・講演会					1	1
27	日曜子ども体験教室					1	1
	合 計	120 58	21	62	66	2	271

5 検討委員会の経緯

■平成26年8月～ 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会

回数	開催日	検討課題
第1回	8月5日（火）	<ul style="list-style-type: none">・委員長・副委員長選出・検討経緯、今後の進め方等の説明
第2回	9月24日（水）	<ul style="list-style-type: none">・文化ホールの事業方針の検討
第3回	11月18日（火）	<ul style="list-style-type: none">・文化ホールの事業方針（案）についての協議・図書館のサービス方針の検討
第4回	1月28日（水）	<ul style="list-style-type: none">・図書館のサービス方針（案）についての協議・公民館の事業方針の検討
第5回	2月23日（月）	<ul style="list-style-type: none">・公民館の事業方針（案）についての協議・3施設の事業方針の再点検・複合施設全体の事業方針の検討
第6回	3月19日（木）	<ul style="list-style-type: none">・管理運営基本計画のまとめ
第7回	3月27日（金）	<ul style="list-style-type: none">・管理運営基本計画のまとめ

■平成27年8月～ 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会

回数	開催日	検討課題
第1回	8月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営基本計画の振り返り ・開館までの検討スケジュールについて ・市民参画の方法及び役割について
第2回	9月14日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の設置について ・次回分科会の検討内容について ・参考事例
第3回	10月28日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回図書館・カフェ分科会のまとめ ・第1回ホール・地域交流分科会のまとめ
第4回	12月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回図書館・カフェ分科会のまとめ ・第2回ホール・地域交流分科会のまとめ ・次回分科会の議題案 ・今後のスケジュール案
第5回	1月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回図書館・カフェ分科会のまとめ ・第3回ホール・地域交流分科会のまとめ ・次回分科会の議題案 ・今後のスケジュール案
第6回	3月9日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回図書館・カフェ/ホール・地域交流機能合同分科会のまとめ ・検討委員会・各分科会での方針についての振り返り

■平成28年5月～ 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会

回数	開催日	検討課題
第1回	5月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・市の方針に係る確認 ・平成28年度以降の事業計画およびスケジュール ・分科会の運営方法について
第2回	6月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回合同分科会の振り返り ・各分科会からの活動報告 ・分科会および検討委員会の進め方について
第3回	7月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの活動報告 ・使用規則に係る検討
第4回	8月25日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工期の変更について ・前回の振り返りについて ・使用時間区分に係る検討
第5回	9月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホール・地域交流部会の報告 ・前回の振り返り ・申込方法について ・使用料の減免基準について
第6回	10月24日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・合同分科会の報告 ・前回の振り返りについて ・使用料の減免基準 ・支払い方法・還付方法について
第7回	11月21日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返りについて ・条約に基づく使用規則の検討について (全体的なまとめ) ・管理運営実施計画について
第8回	1月25日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営実施計画について

⑥ 他市市民参画事例

施設名	北上市文化交流センター	小美玉市四季文化館	黒部市国際文化センター	茅野市民館	蓮田市総合文化会館
愛称	さくらホール	みの～れ	コラーレ		ハストピア
開館年	2003	2002	1985	1981	2016
設置自治体	岩手県北上市	茨城県小美玉市	富山県黒部市	長野県茅野市	埼玉県蓮田市
人口	93,340	50,940	42,610	56,080	62,280
運営体制	指定管理者制度	直営	指定管理者	指定管理者	直営
活動の自立度					
協働の在り方					
ホールとアーティスト、まちのコーディネート					
ホール・事業への参画、住民主役					
ホールとの運命共同体、ホール事業への参画					
ホール事業への参画、サポート					
NPO法人芸術工房					
みの～れ支援隊					
1. 公共協働事業					
①公演業務支援事業 ・プロトクル、託児、アート作成・集計、ステージ・デザイナ、チケット・ワーカー作成などの受託事業					
②芸術介護・社会福祉事業 ③文化のまち並み景観事業					
2. 普及活性化事業					
①鑑賞促進事業 ・独自のチケット販売サービス ②文化芸術・介護・福祉の開催実施 ③テレプロ通信事業 ④総合型文化芸術ワーク事業					
具体的な活動					
3. 人材育成事業					
①あそびの学校運営事業 ・子ども達の造形広場を運営 ②こどもアートサポート事業 ・小学校とアーティスト協働 ③あそび育て塾 ①、②の発展。出張体験。					
4. その他事業					
①情報発信事業 ②会員交流事業					
★会員通貨=「アーツ」					
1アーツ=50円 の運用					
活動の自立度					
高い					
低い					